

運営指導日	※市で記入 令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後
-------	--

令和7年度（2025年度）版
指定障害児通所支援事業者 自主点検表

サービス種別 ※該当に○を入れて ください	該当	種 別	指定年月日
		児童発達支援	年 月 日
		放課後等デイサービス	年 月 日

事業所	事業所番号										
	名 称										
	所 在 地	〒									
	連 絡 先	(電 話)					(FAX)				
		(メール)									
	管 理 者										
児童発達支援 管理責任者											
事業者 (法人)	名 称										
	代 表 者 職名・氏名										
	所 在 地	※上記事業所と異なる場合に記入 〒									
記入(担当)者 職名・氏名											
記入者連絡先	※上記事業所と異なる場合に記入					記入年月日		令和 年 月 日			

問い合わせ	大津市福祉部 福祉指導監査課 【電 話】 077-528-2912 【FAX】077-523-1330 【メール】 otsumi439@city.otsu.lg.jp
-------	--

【点検表の見方】

- 各項目は、原則として条例・省令・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。
- 各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。
- 根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

《事業種別の略称》

児発 … 児童発達支援
 放テ … 放課後等デイサービス
共通 … 全事業共通

《根拠法令の略称》

略 称	名 称
法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
条例	大津市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 31 年大津市条例第 31 号）
省令	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
解釈通知	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年障発 0330 第 12 号）
報酬告示	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）
留意事項通知	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年障発 0330 第 16 号）

◆ 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 一般原則 共通	(1) 個別支援計画に基づくサービス提供義務 事業者は、保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第3条第1項 省令第3条第1項
	(2) 障害児の人格尊重 障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第3条第2項 省令第3条第2項
	(3) 関係機関等との連携 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、県、市町村、障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第3条第3項 省令第3条第3項
	(4) 虐待防止等の措置 障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 ※参照→「運営規程」、「身体拘束等の禁止」、「虐待等の禁止」の項目 取り組んでいるものにチェックしてください。 ☐① 虐待防止に関する研修 ☐② 人権意識を高める、行動障害などの支援に関する研修 ☐③ 言葉の暴力、名前の呼び方や言葉遣いなど利用者の尊厳に配慮した取組 ☐④ 虐待防止に係る掲示物の掲示 ☐⑤ 倫理綱領、行動指針等の作成、職員への周知 ☐⑥ 虐待（の兆候）がないかの定期的な自己点検等 ☐⑦ 職員の支援上の悩み等を受ける相談体制 ☐⑧ 虐待防止の観点から苦情解決体制を利用者等に周知 ☐⑨ 緊急やむを得ず利用者を拘束する場合のガイドライン（適応範囲・内容）の作成など共通認識に基づく対応 ☐⑩ その他（ ） <解釈通知 第二の3(2)> ○ 虐待の防止等の必要な体制の整備等については、虐待防止に関する担当者の設置、研修などを通じた従業員の人権意識の高揚、支援に関する知識や技術の向上のほか、倫理綱領、行動規範等の作成、個々の障害児の状況に応じた通所支援計画の作成、また従業員が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制等をいうものである。 《参照》 ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号） ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（H30.6 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部） ・障害者（児）施設における虐待の防止について（H17.10.20 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）	☐ いる ☐ いない	条例第3条第4項 省令第3条第4項

◆ 基本方針

項目	点検のポイント	点検	根拠
2 基本方針	(1) <u>児童発達支援の基本方針</u> 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。）を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 6 条 省令第 4 条
	(2) <u>放課後等デイサービスの基本方針</u> 障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 79 条 省令第 65 条

◆ 基本方針

項目	点検のポイント																																																																																	
3 利用児童の 状況 共通	(1) 利用児童数の推移 児童発達支援・放課後等デイサービス〔令和 年 月 時点〕 記入月前月までの、各月の1日当たり平均利用児童数（人）を記入してください。 ※ 多機能型の場合は児発・放デイ合算で記入してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年度 利用児 定 員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>本年度 利用児 定 員</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 利用児童（利用契約児童）の状況 記入月における初日時点の利用契約児童数（人）を記入してください。 ※ 下段（ ）内は重症心身障害児の数を内数で記入してください。 〔令和 年 月 日時点〕 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3"></th><th rowspan="3">小学校 就学前</th><th colspan="7">小学校以上 20歳未満</th><th rowspan="3">合 計</th></tr> <tr> <th rowspan="2">小学校</th><th rowspan="2">中学校</th><th colspan="3">特別支援学校</th><th colspan="2">その他</th></tr> <tr> <th>小学部</th><th>中学部</th><th>高等部</th><th>18歳以上 20歳未満</th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発 達支援</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr> <tr> <td>放課後 等デイ</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td><td>()</td></tr> </tbody> </table> <送迎の実施> ☐ あり → 〔送迎利用児童数 人〕〔車両台数 台〕 ☐ なし	年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	前年度 利用児 定 員													本年度 利用児 定 員														小学校 就学前	小学校以上 20歳未満							合 計	小学校	中学校	特別支援学校			その他		小学部	中学部	高等部	18歳以上 20歳未満		児童発 達支援	()	()	()	()	()	()	()	()	()	放課後 等デイ	()	()	()	()	()	()	()	()	()
年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																																						
前年度 利用児 定 員																																																																																		
本年度 利用児 定 員																																																																																		
	小学校 就学前	小学校以上 20歳未満							合 計																																																																									
		小学校	中学校	特別支援学校			その他																																																																											
				小学部	中学部	高等部	18歳以上 20歳未満																																																																											
児童発 達支援	()	()	()	()	()	()	()	()	()																																																																									
放課後 等デイ	()	()	()	()	()	()	()	()	()																																																																									

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠																																																																														
4 従業者の 状況 共通	記入月における<u>初日時点</u>の従業者等の人数を記入してください。〔令和 年 月 日時点〕 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">管理者</th><th colspan="2">児童発達支援 管理責任者</th><th colspan="2">児童指導員</th><th colspan="2">保育士</th><th colspan="2">訪問支援員</th><th colspan="2">機能訓練 担当職員</th></tr> <tr> <th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th></tr> <tr> <td>常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>非常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th rowspan="2"></th><th colspan="2">医師</th><th colspan="2">看護職員</th><th colspan="2">その他</th></tr> <tr> <th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th><th>専従</th><th>兼務</th></tr> <tr> <td>常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>非常勤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <用語の説明> ・常勤 : 労働契約において、事業者等が（就業規則等で）定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時間の者。職名等（正社員、アルバイト等）を問わない。 ・非常勤 : 常勤の者の勤務時間に満たない者 ・専従 : 当該事業所のみに勤務する職員 ・兼務 : 専従でない職員（例：管理者と児童発達支援管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業者との兼務） ・常勤換算方法：「1週間の延べ勤務時間数」÷「常勤の1週間の勤務すべき時間数」（小数点第2位以下切り捨て） ※1週間の勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。		管理者		児童発達支援 管理責任者		児童指導員		保育士		訪問支援員		機能訓練 担当職員		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	常勤													非常勤														医師		看護職員		その他		専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	常勤							非常勤								
	管理者		児童発達支援 管理責任者		児童指導員		保育士		訪問支援員		機能訓練 担当職員																																																																						
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務																																																																					
常勤																																																																																	
非常勤																																																																																	
	医師		看護職員		その他																																																																												
	専従	兼務	専従	兼務	専従	兼務																																																																											
常勤																																																																																	
非常勤																																																																																	
5 児童発達 支援・ 放課後等デ イサービス における 従業者の 員数	（1）必要人員数の確保 児発（センター型除く） 放デ <u>児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっていますか。</u> 一 児童指導員又は、保育士 サービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる児童指導員等の合計数が、それぞれイ又はロに定める数以上 イ 障害児の数が10までのもの 2以上 ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上（例：11～15人…3人以上、16～20人…4人以上） 二 児童発達支援管理責任者 1以上 <解釈通知 第三の1(1)①> ○ 「提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる」とは、サービスの単位ごとに児童指導員又は、保育士について、<u>提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたもの。</u> ○ 「障害児の数」は、サービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいう。	☐ いる ☐ いない	条例第7条第1項、 第80条第1項、 省令第5条第1項、 第66条第1項																																																																														

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
5 児童発達 支援・ 放課後等デ イサービス における 従業者の 員数 (続き)	(2) 機能訓練担当職員の配置 児発 (センター型除く) 放テ (1)に掲げる従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれていますか。 (この場合において、機能訓練担当職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員又は、保育士の合計数に含めることができる。) <解釈通知 第三の1(1)③> ○ 機能訓練を行う場合は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員等の職員を置くこと。	☐ いる ☐ いない	条例第7条第2項、第3項、第80条第2項、第3項、 省令第5条第2項、第3項、第66条第2項、第3項
	(3) 看護職員の配置 児発 (センター型除く) 放テ (1)に掲げる従業者のほか、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）が置かれていますか。 (この場合において、看護職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該看護職員の数を児童指導員又は、保育士の合計数に含めることができる。) <解釈通知 第三の1(1)④> ○ 事業所において、医療的ケアを行う場合には、看護職員を置くこととする。なお、以下のように、障害児に必要な医療的ケアを提供できる体制を確保している場合には、看護職員を置かないことができる。 ア 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 イ 当該事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合 ウ 当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合	☐ いる ☐ いない	条例第7条第2項、第3項、第80条、 省令第5条第2項、第3項、第66条第2項、第3項
	(4) 主として重症心身障害児を通わせる場合 児発 (センター型除く) 放テ (1)、(2)及び(3)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりになっていますか。 一 嘱託医 1以上 二 看護職員 1以上 三 児童指導員又は保育士 1以上 四 機能訓練担当職員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上 <解釈通知 第三の1(1)⑥> ○ 機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる。ただし、機能訓練担当職員を置かないことができるのは、日常生活を営むのに必要な機能訓練を提供することに支障がない場合であること。	☐ いる ☐ いない	条例第7条第4項、第80条第4項 省令第5条第4項、第66条第4項

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
5 児童発達 支援・ 放課後等デ イサービス における 従業者の 員数 (続き)	(5) サービスの単位 児発（センター型除く） 放テ (1)、(2)及び(3)のサービスの単位は、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。 <解釈通知 第三の1(1)⑦> ○ サービスの単位とは、同時に、一体的に提供される支援をいう。例えば、午前と午後で別の児童に対して支援を提供する場合は2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。 ○ 同一事業所で複数の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者(児童発達支援管理責任者を除く。)が必要となる。	☐ いる ☐ いない	条例第7条第5項、 第80条第5項 省令第5条第5項、 第66条第5項
	(6) 常勤の従業者数 児発（センター型除く） 放テ (1)の児童指導員、保育士のうち、1人以上は、常勤となっていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第7条第6項、 第80条第6項、 省令第5条第6項、 第66条第6項
	(7) 児童指導員又は保育士の配置 児発（センター型除く） 放テ (2)及び(3)により、機能訓練担当職員、看護職員の数を含める場合における(1)の児童指導員、保育士の合計数の半数以上は、<u>児童指導員又は保育士</u>となっていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第7条第7項、 第80条第7項、 省令第5条第7項、 第66条第7項
	(8) 必要人員数の確保 児発（センター型に限る） 児童発達支援（センター型）事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりになっていますか。(ただし、40人以下の障害児を通わせる場合にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する場合は調理員を置かないことができる。) 一 嘱託医 1以上 二 児童指導員又は保育士 イ 児童指導員及び保育士の総数 指定サービスの単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上 ロ 児童指導員 1以上 ハ 保育士 1以上 三 栄養士 1以上 四 調理員 1以上 五 児童発達支援管理責任者 1以上	☐ いる ☐ いない	条例第8条第1項 省令第6条第1項

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
5 児童発達 支援・ 放課後等 デイサー ビス における 従業者の 員数 (続き)	(9) 機能訓練担当職員の配置 児発（センター型に限る） (8)のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれていますか。 当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができるが、<u>当該機能訓練担当職員を総数に含める場合における、(8)二のイの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員及び保育士になっていますか。</u>	☐ いる ☐ いない	条例第8条第2項、 第4項、第5項 省令第6条第2項、 第4項、第5項
	(10) 看護職員の配置 児発（センター型に限る） (8)のほか、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には、看護職員が置かれていますか。 ※ ただし、次のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。 ア 医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 イ 当該事業所が登録喀痰吸引等事業者であって、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、介護福祉士が喀痰吸引等業務を行う場合 ウ 当該事業所が登録特定行為事業者であって、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、認定特定行為業務従事者が特定行為を行う場合	☐ いる ☐ いない	
	看護職員がサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる場合には、当該看護職員の数を児童指導員又は、保育士の合計数に含めることができるが、<u>当該看護職員を総数に含める場合における、(8)二のイの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員及び保育士になっていますか。</u>	☐ いる ☐ いない	条例第8条第2項、 第4項、第5項 省令第6条第2項、 第4項、第5項
	(11) 診療所として必要とされる従業者の配置 児発（センター型に限る） (8)に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置いていますか。	☐ いる ☐ いない	

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
5 児童発達 支援・ 放課後等デ イサービス における 従業者の 員数 (続き)	(12) サービスの単位 児発（センター型に限る） (8) ニイのサービスの単位は、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第8条第6項、 第80条第7項 省令第6条第6項、
	(13) 従業者の専従 児発（センター型に限る） (8) から(10)まで((8)第一号を除く。)に規定する従業者は、専らサービス事業所の職務に従事する者又はサービスの単位ごとに専ら当該サービスの提供に当たる者となっていますか。 ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(8)第三号の栄養士及び同第四号の調理員については、併せて設置する他の障害福祉施設の職務に従事させることができる。	☐ いる ☐ いない	条例第8条第7項 省令第6条第7項
	(14) 従業者の専従② 児発（センター型に限る） (11)に規定する従業者は、専らサービス事業所の職務に従事する者となっていますか。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。	☐ いる ☐ いない	条例第8条第8項 省令第6条第8項
	(15) 保育所等の児童との交流 児発 (13)及び(14)の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。	☐ いる ☐ いない	条例第7条第9項 条例第8条第9項 省令第5条第9項 省令第6条第9項

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠	
6 児童発達支援管理責任者 共通	現在配置している児童発達支援管理責任者について、 <u>市に届け出ている内容</u> を記入してください。			
	氏名		(☐ 常勤 ・ ☐ 非常勤)	
			就任日： 年 月 日	
			届出日： 年 月 日	
	実務経験	業務期間	①通算： 年 月間 ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験： 年 月間	
		従事日数	①通算： 日 ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験： 日	
		業務内容	職名（ ）	
		☐ 児童発達支援管理責任者基礎研修		修了日： 年 月 日
		☐ 児童発達支援管理責任者実践研修		修了日： 年 月 日
		☐ 児童発達支援管理責任者更新研修		修了日： 年 月 日
		☐ 研修未受講者である場合 ・配置された事由（ ） ・猶予措置終了日： 年 月 日		
	氏名		(☐ 常勤 ・ ☐ 非常勤)	
			就任日： 年 月 日	
			届出日： 年 月 日	
	実務経験	業務期間	①通算： 年 月間 ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験： 年 月間	
		従事日数	①通算： 日 ②うち障害児・障害者・児童に対する支援経験： 日	
		業務内容	職名（ ）	
		☐ 児童発達支援管理責任者基礎研修		修了日： 年 月 日
		☐ 児童発達支援管理責任者実践研修		修了日： 年 月 日
		☐ 児童発達支援管理責任者更新研修		修了日： 年 月 日
		☐ 研修未受講者である場合 ・配置された事由（ ） ・猶予措置終了日： 年 月 日		
※ 平成３０年度までに受講した従前の「児童発達支援管理責任者研修」は、「旧児童発達支援管理責任者研修」として修了日を記入してください。				

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
6 児童発達 支援管理 責任者 (続き) 共通	(1) 児童発達支援管理責任者の配置 児発 放予 児童発達支援管理責任者を1以上置いていますか。 そのうち、1人以上は、専任かつ常勤となっていますか。 <解釈通知 第三の1(1)⑧> ○ 従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではない。 ○ 児童発達支援管理責任者についても、通所支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であり、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければならない。	☐ いる ☐ いない	条例第7条第8項、 第80条 省令第5条第8項、 第66条第8項
	(2) 児童発達支援管理責任者の要件 共通 児童発達支援管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。 一 次の(一)～(三)のいずれかの業務の実務経験者であること (いずれも障害児・児童・障害者の支援経験3年以上が必須) (一) 次のイ及びロの期間を通算した期間が5年以上 イ 相談支援業務 次の事業・施設の従業者が、相談支援の業務に従事した期間 (1) 障害児相談支援事業、身体・知的障害者相談支援事業 (2) 児童相談所、身体・知的障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、福祉事務所、発達障害者支援センター (3) 障害児入所施設、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設 (4) 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター (5) 学校(大学を除く) (6) 病院・診療所(社会福祉主事任用資格者等に限る) 等 ロ 直接支援業務 次の事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等が、直接支援の業務に従事した期間 (1) 障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室 (2) 障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、保育事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業所 (3) 病院・診療所、訪問看護事業所 (4) 特例子会社 (5) 学校(大学を除く) 等 (二) 次の期間を通算した期間が8年以上である者 ○ 直接支援業務 上記(一)ロの事業・施設の従業者で、社会福祉主事任用資格者、保育士、児童指導員任用資格者等でない者が、直接支援の業務に従事した期間 (三) 上記(一)及び(二)の期間を通算した期間が3年以上、かつ、国家資格等※の資格者がその資格に係る業務に従事した期間が通算して5年以上である者 ※ 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士 等	☐ いる ☐ いない	H24 厚労省告示 第230号 告示第1号

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
6 児童発達 支援管理 責任者 (続き) 共通	二 次のイ及びロの要件に該当する者であって、ロに定める児童発達支援管理責任者実践研修を修了した翌年度以降の5年度ごとに、<u>児童発達支援管理責任者更新研修</u>を修了したもの (ロに定める実践研修の修了日から5年を経過する日の属する年度の末日までの間は、更新研修修了者とみなす。) イ <u>児童発達支援管理責任者基礎研修</u> (実務経験が2年以内である者又は実務経験者に対して行われる研修) を修了し、次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たすもの (1) 相談支援従業者初任者研修 (講義部分) 修了者 (2) 旧障害者ケアマネジメント研修修了者 ロ 次の(1)又は(2)のいずれかの要件を満たしている者で、<u>児童発達支援管理責任者実践研修</u>を修了したもの (1) 基礎研修修了以後、実践研修開始日前5年間に通算して2年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者 (例外的に6月以上で実践研修受講可能となる措置あり。ただし市に届出が必要。) (2) 平成31年4月1日において、旧告示に規定する児童発達支援管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修 (講義部分) 修了者となったもの 【更新研修未修了】 告示第5号 ○ 期日までに更新研修修了者とならなかった実践研修修了者又は旧児童発達支援管理責任者研修修了者は、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となったものとする。 【研修受講に係る経過措置】 告示第3号、第4号、第7号 ①基礎研修修了者で実務要件を満たしている者 実務経験者が平成31年4月1日以後令和4年3月31日まで基礎研修修了者となった場合は、実践研修を修了していなくても、基礎研修修了日から3年を経過するまでの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなす ②やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合 やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、当該事由が発生した日から1年間は、実務経験者であるものについては、研修要件を満たしているものとみなす。また、一定の要件を満たす者について、当該対象者が実践研修を修了するまでの間に限り、最長2年間児童発達支援管理責任者とみなす。 【配置時の取扱いの緩和等】 告示第6号 常勤の児童発達支援管理責任者が1名配置されている事業所 ○ 基礎研修修了者も個別支援計画原案の作成可 ○ 基礎研修修了者を2人目の児発管として配置可		告示第2号

◆ 人員に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
7 管理者 共通	専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※ 管理上支障がない場合はこの限りではない。 <解釈通知 第三の1(3)> ○ 管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとするが、次の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができる。 ① 当該事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を含む）としての職務に従事する場合 ② 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定児童発達支援事業所の利用者への支援の提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を支障なく行うことができ、また、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合	☐ いる ☐ いない	条例第9条、第81条、 省令第7条、第67条
8 労働条件 の明示等 共通	管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書を交付していますか。	☐ いる ☐ いない	労働基準法第15条 労働基準法施行規則 第5条
9 従業者等の 秘密保持 共通	(1) 従業者等の秘密保持の義務 従業者及び管理者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 <解釈通知 第三の3(37)①> ○ 従業者及び管理者に、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの	☐ いない ☐ いる	条例第49条、第85条、 省令第47条第1項、 第71条
	(2) 従業者等であった者に対する秘密保持のための措置 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 <解釈通知 第三の3(37)②> ○ 従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたもの ○ 具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするもの	☐ いる ☐ いない	条例第49条、第85条、 省令第47条第2項、 第71条

◆ 設備に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
10 設備	(1) - 1 必要な設備等 児発（センター型除く） 放テ 発達支援室のほかサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 <解釈通知 第三の2> ○ 原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものである。	☐ いる ☐ いない	条例第11条、第82条 省令第9条第1項、第68条第1項
	(1) - 2 必要な設備等 児発（センター型に限る） 発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第12条 省令第10条第1項
	(1) - 3 必要な設備等 児発（センター型に限る） 治療を行う場合には、(1) - 2に規定する設備（医務室を除く）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第12条 省令第10条第2項
	(2) - 1 設備の基準 児発（センター型に限る） (1) - 2に規定する設備の基準は以下のとおりとなっていますか。 発達支援室 定員はおおむね10人 障害児1人あたりの床面積は2. 47㎡以上 遊戯室 障害児1人あたりの床面積は1. 65㎡以上	☐ いる ☐ いない	条例第12条 省令第10条第3項
	(2) - 2 設備の基準 児発（センター型除く） 放テ 指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第11条、第82条
	(3) 専用の設備等 共通 (1)に規定する設備及び備品等は、専らサービスの事業の用に供するものとなっていますか。（障害児の支援に支障がない場合はこの限りではありません。）	☐ いる ☐ いない	条例第11条、第12条、第82条 省令第9条第3項、第68条第3項

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 1 運営規程 共通	事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 39 条、第 85 条 省令第 37 条、第 71 条
	運営規程に定めるべき重要事項	主な指摘のポイント	
	① 事業の目的及び運営の方針	②～⑥など ・事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか（特に②③⑥など）。 ③営業時間は事業所に職員を配置し、受入体制を整えている時間であって送迎時間は含まない。（平成 24 年厚労省 Q&A の 103） ④利用定員は事業所において同時にサービスの提供を受けることができる障害児の数の上限であり、サービス単位があれば単位ごとに定員を定める。 ⑤指導、訓練以外の、行事や日課等のサービスがあればその費用も記載する。 ⑥通常の事業の実施地域は、客観的に区域が特定されているか。 ⑪虐待の防止は、具体的措置が定められているか。 ☐ 虐待防止に関する担当者の設置 ☐ 苦情解決体制の整備 ☐ 従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施 ☐ 虐待防止委員会の設置等に関すること 等	
	② 従業者の職種、員数及び職務の内容		
	③ 営業日及び営業時間		
	④ 利用定員 ※		
	⑤ サービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額		
	⑥ 通常の事業の実施地域		
	⑦ サービスの利用に当たっての留意事項		
	⑧ 緊急時等における対応方法		
	⑨ 非常災害対策 ※		
	⑩ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ※		
	⑪ 虐待の防止のための措置に関する事項		
	⑫ その他運営に関する重要事項（苦情解決体制、事故発生時の対応等）		

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 2 内容及び 手続の説明 及び同意 共通	(1) 重要事項の説明 通所給付決定保護者がサービスの利用申込みを行ったときは、当該利用申込みを行った保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書（重要事項説明書、パンフレット等）を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。 <解釈通知 第三の3 (2) > ○ あらかじめ、利用申込者に対し、施設を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることにつき、同意を得なければならない ・ 運営規程の概要 ・ 従業者の勤務体制 ・ 事故発生時の対応 ・ 苦情解決の体制 - 等 ○ 利用者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。なお、利用者の承諾を得た場合には書面により記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	☐いる ☐いない	条例第 14 条、第 85 条 省令第 12 条第 1 項、第 71 条
	(2) 利用契約 社会福祉法第 77 条の規定（利用契約の成立時の書面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。 <解釈通知 第三の3 (2) > ○ 利用申込者との間で契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第 77 条第 1 項の規定に基づき、 ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③当該サービスの提供につき保護者が支払うべき額に関する事項 ④サービスの提供開始年月日 ⑤サービスの係る苦情を受け付けるための窓口 を記載した書面を交付すること。 ○ 利用者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	☐いる ☐いない	条例第 14 条 以下準用 省令第 12 条第 2 項以下準用

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
1 3 契約支給量の報告等 共通	(1) 受給者証への必要事項の記載 サービスを提供するときは、当該サービスの内容、通所支給決定保護者に提供することを契約したサービスの量(契約支給量)その他の必要な事項(通所受給者証記載事項)を保護者の通所受給者証に記載していますか。 <解釈通知 第三の3(3)> ○ 事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載すること。 ・ 事業者及び事業所の名称 ・ サービスの内容 ・ 契約支給量(月当たりの支援の提供量) ・ 契約日 等	☐ いる ☐ いない	条例第15条第1項、第85条 省令第13条第1項、第71条 ※電磁的記録による作成、保存等の対象外です。従来どおり受給者証への記載を行ってください。
	(2) 契約支給量 契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていますか。	☐ いない ☐ いる	条例第15条第2項以下準用 省令第13条第2項以下準用
	(3) 市町村への報告 サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第15条第3項以下準用 省令第13条第3項以下準用
	(4) 受給者証記載事項の変更時の取扱い 受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第15条第4項以下準用 省令第13条第4項以下準用
1 4 提供拒否の禁止 共通	正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 <解釈通知 第三の3(4)> ○ 提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり ① 利用定員を超える利用申込みがあった場合 ② 入院治療の必要がある場合 ③ 当該事業所の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合 等 ○ 支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、実質的に障害の程度等により提供を拒否する場合は、正当な理由に当たらないものである。	☐ いない ☐ いる	条例第16条、第85条 省令第14条、第71条
1 5 連絡調整に対する協力 共通	サービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第17条、第85条 省令第15条、第71条

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
16 サービス 提供困難時 の対応 共通	通常の事業の実施地域等を勘案し、障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第18条、第85条 省令第16条、第71条
17 受給資格の 確認 共通	サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。 ※電磁的記録による作成、保存等の対象外です。従来どおり受給者証による確認を行ってください。	☐ いる ☐ いない	条例第19条、第85条 省令第17条、第71条
18 障害児通所 給付費等の 支給の申請 に係る援助 共通	(1) 通所給付決定を受けていない者 通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第20条第1項、第85条 省令第18条第1項、第71条
	(2) 利用継続のための援助 サービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第20条第2項、第85条 省令第18条第2項以下準用
19 心身の状況 等の把握 共通	サービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第21条、第85条 省令第19条、第71条
20 指定障害児 通所支援事 業者等との 連携等 共通	(1) サービス提供時の関係機関等との連携 サービスの提供に当たっては、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービス提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第22条第1項、第85条 省令第20条第1項、第71条
	(2) サービス提供終了に伴う関係機関等との連携 サービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第22条第2項以下準用 省令第20条第2項以下準用

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
2 1 サービスの提供の記録 共通	(1) サービス提供の記録 サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。 <解釈通知 第三の3(10)①> ○ 保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、事業者は、サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければならないこととしたもの。	☐ いる ☐ いない	条例第 23 条第 1 項、第 85 条 省令第 21 条第 1 項、第 71 条
	(2) サービス提供の確認 上記(1)の規定による記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 <解釈通知 第三の3(10)②> ○ サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、保護者からの確認を得なければならないこととしたもの。	☐ いる ☐ いない	条例第 23 条第 2 項以下準用 省令第 21 条第 2 項以下準用
2 2 保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 共通	(1) 利用者負担額以外の金銭の支払の範囲 サービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 24 条第 1 項、第 85 条 省令第 22 条第 1 項、第 71 条
	(2) 金銭支払いに係る保護者への説明 金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。 ※ 次の項目(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない	☐ いる ☐ いない	条例第 24 条第 2 項以下準用 省令第 22 条第 2 項以下準用
2 3 利用者負担額等の受領	(1) 通所利用者負担額の受領 共通 サービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該サービスに係る通所利用者負担額の支払を受けていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 25 条第 1 項、第 84 条第 1 項 省令第 23 条第 1 項、第 70 条第 1 項
	(2) 法定代理受領を行わない場合 共通 法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けていますか。 一 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額 二 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額	☐ いる ☐ いない	条例第 25 条第 2 項、第 84 条第 2 項 省令第 23 条第 2 項、第 70 条第 2 項

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠																		
23 利用者負担 額等の受領 (続き)	(3) その他受領が可能な費用 児発 放テ 上記(1)、(2)の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けていますか。 一 食事の提供に要する費用（児童発達支援センターに限る。） 二 日用品費 三 サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの <利用者負担の費目と金額（「月〇〇円」等）を記入> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th><th>費目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>①</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 《参照》 「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」(H24.3.30 障発 0330 第31号厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部長通知) ○ 給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。 ○ 「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」（「その他の日常生活費」）の受領については、保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。 ○ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定めなければならない。 ○ 「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおり (1) 身の回り品として必要なものを事業者が提供する場合の費用 (2) 教養娯楽等として必要なものを事業者が提供する場合の費用		費目	金額	①			②			③			④			⑤			☐ いる ☐ いない	条例第25条第3項、 第84条第3項 省令第23条第3項、 第70条第3項
	費目	金額																			
①																					
②																					
③																					
④																					
⑤																					
	(4) 領収証の交付 共通 上記(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第25条第5項、第 84条第4項 省令第23条第5項、第 70条第4項																		
	(5) 通所決定保護者の同意 共通 上記(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用についての説明を行い、保護者の同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第25条第6項、第 84条第5項 省令第23条第6項、第 70条第5項																		

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
24 通所利用者負担額に係る管理 共通	通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者が提供する通所支援サービスも受けた場合において、障害児の保護者から依頼があったときは、当該サービス及び当該他の通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定していますか。 この場合において、当該サービス及び当該他の通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他の通所支援を提供した事業者に通知していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第26条、第85条 省令第24条、第71条
25 障害児通所給付費の額に係る通知等 共通	(1) 通所決定保護者への通知 法定代理受領により当該サービスに係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第27条第1項、第85条 省令第25条第1項、第71条
	(2) サービス提供証明書の交付 法定代理受領を行わないサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第27条第2項以下準用 省令第25条第2項以下準用
26 サービスの取扱方針 共通	(1) サービスの提供への配慮 事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第28条第1項、第85条 省令第26条第1項、第71条
	(2) 意思決定支援への配慮 事業所は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第28条第2項、第85条 省令第26条第2項、第71条
	(3) サービス提供に当たっての説明 従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第28条第3項以下準用 省令第26条第3項以下準用
<解釈通知 第三の3(15)②③> ○ 事業者が、障害児の意思を尊重し、障害児の最善の利益の保障の下で行われることが重要であることに鑑み、事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、個別支援計画の作成時をはじめ、適時に、日々の支援の内容や将来の生活に関して、障害児及びその保護者の意向を丁寧に把握し、その意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととしたものである。当該配慮に当たっては「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」に十分留意すること。 ○ 支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものである。また、本人の意思に反する異性介助がなされないよう、個々の障害児の年齢等に応じて、児童発達支援管理責任者等が支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきものであること。			

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
26 サービスの 取扱方針 (続き) 共通	(4) 総合的な支援の推進 事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに下記(5)に規定するサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第28条第4項 以下準用 省令第26条第4項 以下準用
<解釈通知 第三の3(15)④> ○ 事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援等（治療に係る部分を除く。）の確保並びにサービスの質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、サービスの提供に当たっては、5 領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」）を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたものである。			
	(5) サービスの質の評価及び改善 事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第28条第5項 以下準用 省令第26条第5項 以下準用
<解釈通知 第三の3(15)⑤> ○ 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する施設としての質の改善を図らなければならないこととしたものである。			
	(6) 自己評価及び保護者評価の実施 事業者は、上記(5)の規定により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図っていますか。 一 障害児や保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況 二 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況 三 事業の用に供する設備及び備品の状況 四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況 五 障害児や保護者に対する必要な情報の提供、助言・援助の実施状況 六 緊急時における対応方法及び非常災害対策 七 業務の改善を図るための措置の実施状況	☐ いる ☐ いない	条例第28条第6項、 第85条 省令第26条第6項、 第71条
<解釈通知 第三の3(15)⑥> ○ サービスの質の評価及び改善を行うため、上記(6)第1号から第7号までに掲げる事項について、事業者が当該事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価（解釈通知 第三の3(15)⑦において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならないこととしたものである。なお、当該評価及び改善を図るに当たっては、児童発達支援ガイドラインを参考にすることが望ましい。また、都道府県等が別途、児童発達支援における支援の質を担保するためのガイドライン等を定めている場合には、当該ガイドライン等を参考にすることは差し支えないこととする。			
	＜参照＞「児童発達支援ガイドライン」（平成29年7月厚生労働省保健福祉部長通知） 「放課後等デイサービスガイドライン」（平成27年4月厚生労働省保健福祉部長通知）		
	(7) 評価及び改善内容の公表 事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに(6)に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第28条第7項、 第85条 省令第26条第7項、 第71条
<解釈通知 第三の3(15)⑦> ○ 事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととしたものである。			

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠																									
26 サービスの 取扱方針 (続き) 共通	≪自己評価等結果の状況≫ <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">取組 時期</td><td>保護者評価</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>職員による 自己評価</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>事業所全体 による評価</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td rowspan="2">公表 結果</td><td>公表日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>公表の方法</td><td> ☐インターネット ☐保護者向けお知らせ ☐事業所内の掲示 ☐その他 () </td><td> ☐インターネット ☐保護者向けお知らせ ☐事業所内の掲示 ☐その他 () </td></tr> <tr> <td colspan="2">市への報告</td><td> ☐あり(提出日: 年 月 日) ☐なし(理由:) </td><td>—</td></tr> </tbody> </table> ☆ 公表が未実施の場合、未公表状態が解消されるまでの間、障害児全員について減算が適用となる。 (8) 事業所の支援プログラムの作成・公表 事業者は、事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表していますか。 <解釈通知 第三の3(15の2)> ○ 支援プログラムの策定等(基準第26条の2) 事業所の総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業者は、事業所ごとに、支援プログラム(解釈通知 第三の3(15)④の5 領域との関連性を明確にした当該事業所全体のサービスの実施に関する計画をいう。)を策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表しなければならないこととしたものである。			令和5年度	令和6年度	取組 時期	保護者評価	年 月 日	年 月 日	職員による 自己評価	年 月 日	年 月 日	事業所全体 による評価	年 月 日	年 月 日	公表 結果	公表日	年 月 日	年 月 日	公表の方法	☐ インターネット ☐ 保護者向けお知らせ ☐ 事業所内の掲示 ☐ その他 ()	☐ インターネット ☐ 保護者向けお知らせ ☐ 事業所内の掲示 ☐ その他 ()	市への報告		☐ あり(提出日: 年 月 日) ☐ なし(理由:)	—	☐ いる ☐ いない	条例第28条の2、第85条 省令第26条の2、第71条の14
		令和5年度	令和6年度																									
取組 時期	保護者評価	年 月 日	年 月 日																									
	職員による 自己評価	年 月 日	年 月 日																									
	事業所全体 による評価	年 月 日	年 月 日																									
公表 結果	公表日	年 月 日	年 月 日																									
	公表の方法	☐ インターネット ☐ 保護者向けお知らせ ☐ 事業所内の掲示 ☐ その他 ()	☐ インターネット ☐ 保護者向けお知らせ ☐ 事業所内の掲示 ☐ その他 ()																									
市への報告		☐ あり(提出日: 年 月 日) ☐ なし(理由:)	—																									

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
26 サービスの 取扱方針 (続き) 共通	(9) インクルージョンに向けた取組の推進 事業者は、障害児が指定児童発達支援及び放課後等デイサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めていますか。 <解釈通知 第三の3(15の3)> ○ インクルージョンの推進（基準第26条の3） 障害の有無にかかわらず、安心して共に育ち暮らすことができる社会の実現に向けて、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、事業者は、障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたものである。	☐ いる ☐ いない	条例第28条の3、第85条 省令第26条の3、第79条

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
27 個別支援 計画の作成 等 共通	(1) 個別支援計画の作成業務 管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画の作成に関する業務を担当させていますか。 <解釈通知 第三の3(16)①> ○ 個別支援計画には、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、解釈通知 第三の3(15)の④の5 領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容(行事や日課等も含む。)、サービスを提供する上での留意事項等を記載すること。インクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容については、例えば、保育所等への移行支援等のインクルージョンの観点を踏まえた取組や、地域との交流の機会の確保等の支援におけるインクルージョンの視点などが考えられる。なお、児童発達支援計画の様式については、「児童発達支援ガイドライン」を参考にしつつ、各指定事業所で定めるもので差し支えない。 また、個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう、事業者が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「障害児にとって最も善いことは何か」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。	☐ いる ☐ いない	条例第29条第1項、第85条 省令第27条第1項、第71条
	(2) アセスメント 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。 <解釈通知 第三の3(16)②> ○ 児童発達支援管理責任者は次の手順により支援を実施 ア 個別支援会議の開催 障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置等の活用も可能)を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めること。当該会議の開催に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる。なお、その際、年齢や発達の程度により意見を表明することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要であること。 イ 個別支援計画の原案の説明・同意 個別支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し説明し、文書によりその同意を得ること	☐ いる ☐ いない	条例第29条第2項以下準用 省令第27条第2項以下準用

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
27 個別支援 計画の作成 等 共通 (続き)	<解釈通知 第三の3(16)②>続き ウ 個別支援計画の交付 通所給付決定保護者及び当該保護者が利用する指定障害児相談支援事業所へ当該個別支援計画を交付すること。また、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、個別支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること。 エ モニタリング 当該個別支援計画の実施状況を確認しながら、障害児について解決すべき課題を把握し、個別支援計画を見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上、必要に応じて個別支援計画の変更を行う必要があること。)を行うこと。なお、当該計画の見直しに当たっては担当者との間で会議を開催するとともに、見直しの内容について通所給付決定保護者等の同意を得ること。		
	(3) 保護者等への面接 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に面接していますか。 この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第29条第3項 以下準用 省令第27条第3項 以下準用
	(4) 児童発達支援管理責任者の役割 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、省令第26条4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえたサービスの具体的内容、サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第29条第4項 以下準用 省令第27条第4項 以下準用

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠						
27 個別支援 計画の作成 等 共通 (続き)	(5) 計画作成に係る会議 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、計画の原案について意見を求めていますか。この場合において、会議は、テレビ電話装置その他の情報機器（テレビ電話装置等）を活用する方法により開催することができます。 ＜個別支援計画作成に係る会議を開催している場合の内容＞ <table><tr><td>会議名</td><td></td></tr><tr><td>会議開催時期</td><td>・ 新規利用者の場合（ ） ・ その他の場合（ ）</td></tr><tr><td>参加者</td><td>(職種等)</td></tr></table>	会議名		会議開催時期	・ 新規利用者の場合（ ） ・ その他の場合（ ）	参加者	(職種等)	☐いる ☐いない	条例第 29 条第 5 項 以下準用 省令第 27 条第 5 項 以下準用
	会議名								
	会議開催時期	・ 新規利用者の場合（ ） ・ その他の場合（ ）							
	参加者	(職種等)							
	(6) 計画の同意 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、保護者及び障害児に対し、当該個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ていますか。	☐いる ☐いない	条例第 29 条第 6 項 以下準用 省令第 27 条第 6 項以下準用						
	(7) 計画の交付 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際には、当該個別支援計画を保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付していますか。	☐いる ☐いない	条例第 29 条第 7 項 以下準用 省令第 27 条第 7 項 以下準用						
(8) 計画の変更 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメント（モニタリング）を含む。）を行うとともに、少なくとも 6 月に 1 回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて、個別支援計画の変更を行っていますか。	☐いる ☐いない	条例第 29 条第 8 項 以下準用 省令第 27 条第 8 項 以下準用							
(9) モニタリング 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っていますか。 一 定期的に保護者及び障害児に面接すること 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること	☐いる ☐いない	条例第 29 条第 9 項 以下準用 省令第 27 条第 9 項 以下準用							
(10) 計画変更時の取扱い 個別支援計画の変更については、上記（2）から（7）までの規定（アセスメントから計画交付まで）に準じて行っていますか。	☐いる ☐いない	条例第 29 条第 10 項 以下準用 省令第 27 条第 10 項 以下準用							

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
28 児童発達支援管理責任者の責務 共通	(1) 児童発達支援管理責任者の責務 児童発達支援管理責任者は、前の項目に規定する個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。 一 次の項目「相談及び援助」に規定する相談及び援助を行うこと 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと	☐ いる ☐ いない	条例第30条、第85条 省令第28条、第71条
	(2) 意思決定支援への配慮 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第30条第2項、第85条 省令第28条第2項、第71条
<解釈通知 第三の3(17)②> ○ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないものである。また、児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められるものである。 なお、児童発達支援管理責任者については、当該必要な助言・指導等を適切に行うため、都道府県が実施する児童発達支援管理責任者を対象にした専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい。			
29 相談及び援助 共通	常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 <解釈通知 第三の3(18)> ○ 常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることににより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。	☐ いる ☐ いない	条例第31条、第85条 省令第29条、第71条
30 指導、支援 共通	(1) 心身の状況に応じた指導等 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第32条第1項、第85条 省令第30条第1項、第71条
	<解釈通知 第三の3(19)①> ○ 事業者は、サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性の確保を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術をもって支援を行わなければならないこととしたものである。なお、支援の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとする。		
	(2) 社会生活への適応性を高めるための指導等 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第32条第2項以下準用 省令第30条第2項以下準用
	(3) 適性に応じた支援 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第32条第3項以下準用 省令第30条第3項以下準用
	(4) 従業者の体制 常時1人以上の従業者を支援に従事させていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第32条第4項以下準用 省令第30条第4項以下準用
<解釈通知 第三の3(19)②> ○ 同条第4項に規定する「常時1人以上の従業者を支援に従事させる」とは、適切な支援を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時1人以上の従業者に従事させることを規定したものである。			
	(5) 従業者以外の者による支援の禁止 障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による支援を受けさせていませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第32条第5項以下準用 省令第30条第5項以下準用

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
3 1 食事 児発（セナ型に限る）	（１）献立・栄養管理等 障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっていますか。 <解釈通知 第三の３（２０）> ○ 食事の提供及び栄養管理は、障害児の健全な発育上極めて重要な影響を与えるものであることから、食事の内容はできるだけ変化に富み、年齢、障害の特性及び嗜好等に配慮しつつ、栄養的にバランスのとれたものとするよう努めること。	☐ いる ☐ いない	条例第 33 条第 1 項 省令第 31 条第 1 項
	（２）嗜好 食事は（１）によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 33 条第 2 項 省令第 31 条第 2 項
	（３）調理 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 33 条第 3 項 省令第 31 条第 3 項
	（４）食を営む力の育成 障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 33 条第 4 項 省令第 31 条第 4 項
3 2 社会生活上の便宜の供与等 共通	（１）レクリエーション行事の実施 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。 <解釈通知 第三の３（２１）①> ○ 画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。	☐ いる ☐ いない	条例第 34 条第 1 項、 第 85 条 省令第 32 条第 1 項、 第 71 条
	（２）家族との連携 常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。 <解釈通知 第三の３（２１）②> ○ 障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児と家族が交流できる機会等を確保するよう努めること。	☐ いる ☐ いない	条例第 34 条第 2 項、 第 85 条 省令第 32 条第 2 項 以下準用
3 3 健康管理 児発（センタ一型に限る）	（１）健康診断 常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも 1 年に 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っていますか。 <解釈通知 第三の３（２２）①> ○ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）は、障害児の健康管理の把握に努め、医師又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたものである。	☐ いる ☐ いない	条例第 35 条第 1 項 省令第 33 条第 1 項

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠				
3 3 健康管理 (続き) 児発（センタ ー型に限る）	(2) 健康診断の結果の把握 (1)にかかわらず次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、事業者はそれぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握していますか。 <table><tr><td>児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td><td>通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td></tr><tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>定期的な健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期的な健康診断又は臨時の健康診断	☐ いる ☐ いない	条例第 35 条第 2 項 省令第 33 条第 2 項
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断						
障害児が通学する学校における健康診断	定期的な健康診断又は臨時の健康診断						
	(3) 従業員の健康診断 児童発達支援センターである事業所の従業員の健康診断に当たっては綿密な注意を払っていますか。 <解釈通知 第三の3 (22) ②> ○ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る）は従業員の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこととしたもの	☐ いる ☐ いない	条例第 35 条第 3 項 省令第 33 条第 3 項				
3 4 緊急時等の 対応 共通	現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 36 条、第 85 条、第 98 条、第 103 条 省令第 34 条、第 71 条、第 71 条の 14、第 79 条				
3 5 喀痰吸引等 共通	(1) 登録特定行為事業者の登録 社会福祉士及び介護福祉士法第 4 8 条の 2 及び 3、同法施行規則第 2 6 条の 2 及び 3 に基づき、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しますか。	☐ 該当する ☐ 該当しない	社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 2、3 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第 26 条の 2、3 平成 23 年社援発第 1111 号厚生労働省社会・援護局長通知				

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
35 喀痰吸引等 (続き)	以下、喀痰吸引・経管栄養を行う「登録特定行為事業者」に該当しない場合は、このページの(2)～(10)を飛ばして、次ページに進んでください。		
共通	(2) 認定特定行為業務従事者 介護職員等がたんの吸引等を行う場合は、「認定特定行為業務従事者」として認定された者に行わせていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(3) 登録特定行為事業者 認定特定行為業務従事者にたん吸引等を行わせている場合、事業所を「登録特定行為事業者」として県に登録していますか。 業務開始年月日 平成 年 月 日	☐ いる ☐ いない	
	(4) 特定行為 登録特定行為事業者として実施するたん吸引等の特定行為は、認定特定行為業務従事者の行える行為の範囲で登録していますか。 <登録している行為で該当するものに○をつけてください> (たん吸引)・口腔内 ・鼻腔内 ・気管カニューレ内 (経管栄養)・胃ろう又は腸ろう ・経鼻経管栄養	☐ いる ☐ いない	
	(5) 医師からの指示 介護職員等が行うたんの吸引等の実施に際し、医師から文書による指示を受けていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(6) 実施計画書 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(7) 対象者等の同意 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員等がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(8) 結果報告 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	
	(9) 安全委員会の開催 たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的を開催していますか。	☐ いる ☐ いない	
	(10) 業務方法書等の整備 たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。	☐ いる ☐ いない	

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
36 保護者に 関する市町 村への通知 共通	通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 <解釈通知 第三の3(24)> ○ 市町村は、偽りその他不正な手段により給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければならない。	☐ いる ☐ いない	条例第37条、第85条 省令第35条、第71条
37 管理者の 責務 共通	(1) 一元的な管理 管理者は、従業者及び業務等の管理その他管理を、一元的に行っていますか。 (2) 指揮命令 管理者は、従業者に運営に関する指定基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない	条例第38条第1項、第85条 省令第36条第1項、第71条 条例第38条第2項以下準用 省令第36条第2項以下準用
38 勤務体制の 確保等 共通	(1) 勤務体制の確保 障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 <解釈通知 第三の3(27)①> ○ 事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。	☐ いる ☐ いない	条例第40条第1項、第85条 省令第38条第1項、第71条
	(2) 従業者によるサービス提供 事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。 ※ 障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。 <解釈通知 第三の3(27)②> ○ 原則として事業所の従業者によってサービスを提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。	☐ いる ☐ いない	条例第40条第2項以下準用 省令第38条第2項以下準用

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠						
38 勤務体制の 確保等 (続き) 共通	(3) 研修機会の確保 従業者及び管理者の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。また、毎年、研修計画を策定するとともに、研修結果を記録する等、計画的な研修の実施に努めていますか。 ＜研修（主な会議を含む）の回数・内容＞ <table><tr><th>前年度</th><th>本年度</th><th>研修等の主な内容</th></tr><tr><th>回</th><th>回</th><td></td></tr></table>	前年度	本年度	研修等の主な内容	回	回		☐ いる ☐ いない	条例第 40 条第 3 項 以下準用 省令第 38 条第 3 項 以下準用
	前年度	本年度	研修等の主な内容						
	回	回							
＜解釈通知 第三の 3 (27) ③＞ ○ 研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。									
	(4) ハラスメントの対策 適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。 ＜解釈通知 第三の 3 (27) ④＞ ○ 事業者が講ずべき措置の具体的内容のうち特に留意すべき点 ①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、従業者への周知・啓発 ②相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者及び相談窓口をあらかじめ定め従業者に周知） ○ 事業者が講じることが望ましい取組の例 ①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 ②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等） ③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）	☐ いる ☐ いない	条例第 40 条第 4 項 以下準用 省令第 38 条第 4 項 以下準用						

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
39 業務継続計画の策定 共通	(1) 業務継続計画の策定 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画という。」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 <解釈通知 第三の3 (28) ①②> ○ 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施は事業者を実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 ○ 全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。 ○ 業務継続計画には以下の項目等を記載すること。 ① 感染症に係る業務継続計画 ・ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実施、備蓄等の確保等） ・ 初動対応 ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） ② 災害に係る業務継続計画 ・ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） ・ 他施設及び地域との連携	☐ いる ☐ いない	条例第40条の2第1項以下準用
	(2) 研修及び訓練 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 <解釈通知 第三の3 (28) ③④> ○ 感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。 ○ 業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年1回以上）に実施すること。訓練の実施は、実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 ○ 感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。	☐ いる ☐ いない	条例第40条の2第2項以下準用
	(3) 業務継続計画の見直し 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第40条の2第3項以下準用

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
40 定員の遵守 共通	(1) 利用定員 利用定員は10人以上となっていますか。 ※ 主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。 ※ 多機能型事業所は、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる事業所にあつては、5人以上）とすることができる。 <解釈通知 第三の3(1)> ○ 安定的かつ継続的な事業運営を確保するとともに、専門性の高いサービスを提供する観点から、利用定員の下限を定めることとしたもの。 ○ 「利用定員」とは、1日に設置される単位ごとの利用定員の合計の最大数をいうもの。	☐ いる ☐ いない	条例第13条、第83条、 省令第11条、第69条
	(2) 定員の遵守 利用定員及び発達支援室の定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。 ※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 <解釈通知 第三の3(29)> ○ 障害児に対するサービスの提供に支障が生じることがないように、原則として、事業所が定める利用定員を超えた障害児の受入を禁止するもの。 ○ 次に該当する利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能とすることとしたもの。 ① 1日当たりの障害児の数 ・ 定員50人以下：定員×150/100 以下 ・ 定員51人以上：定員+(定員-50)×125/100+25 以下 ② 過去3月間の障害児の数 ・ 定員12人以上：定員×開所日数×125/100 以下 ・ 定員11人以下：(定員+3)×開所日数 以下	☐ いない ☐ いる	条例第41条、第85条 省令第39条、第71条

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠													
4 1 非常災害 対策 共通	(1) 非常災害時の対策 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知していますか。 <解釈通知 第三の3 (30) ②③④> ①消火設備その他非常災害に際して必要な設備 消防法その他法令等に規定された設備 ☞ 消防署等に確認してください。 ②非常災害に関する具体的計画 消防法施行規則第3条に規定する消防計画（防火管理者が作成する消防計画又は準ずる計画）、風水害・地震等の災害に対処するための計画 ☞ 防災計画を作成してください。 ③関係機関への通報及び連絡体制の整備 火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制を作る	☐ いる ☐ いない	条例第 42 条第 1 項、 第 85 条 省令第 40 条第 1 項、 第 71 条													
	(2) 避難訓練等の実施 ① 非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 ② 訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 ※ 直近の避難訓練等の実施日等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施日</th><th>内 容</th><th>参加者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 月 日</td><td> ☐火災・☐地震 ☐風水害・☐その他 </td><td> ☐従業員・☐利用者 ☐消防関係者 ☐地域住民・☐その他 </td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td> ☐火災・☐地震 ☐風水害・☐その他 </td><td> ☐従業員・☐利用者 ☐消防関係者 ☐地域住民・☐その他 </td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <tr> <td>防火管理者 氏名</td><td></td><td>消防計画 届出日</td><td>年 月 日</td></tr> </table> <解釈通知 第三の3 (30) ⑤> ○ 避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。	実施日	内 容	参加者	年 月 日	☐ 火災・ ☐ 地震 ☐ 風水害・ ☐ その他	☐ 従業員・ ☐ 利用者 ☐ 消防関係者 ☐ 地域住民・ ☐ その他	年 月 日	☐ 火災・ ☐ 地震 ☐ 風水害・ ☐ その他	☐ 従業員・ ☐ 利用者 ☐ 消防関係者 ☐ 地域住民・ ☐ その他	防火管理者 氏名		消防計画 届出日	年 月 日	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない	条例第 42 条第 2 項、 第 3 項、第 85 条 省令第 40 条第 2 項、 第 3 項、第 71 条 【避難訓練等】 消防法施行規則 第 3 条第 10 項、第 11 項
実施日	内 容	参加者														
年 月 日	☐ 火災・ ☐ 地震 ☐ 風水害・ ☐ その他	☐ 従業員・ ☐ 利用者 ☐ 消防関係者 ☐ 地域住民・ ☐ その他														
年 月 日	☐ 火災・ ☐ 地震 ☐ 風水害・ ☐ その他	☐ 従業員・ ☐ 利用者 ☐ 消防関係者 ☐ 地域住民・ ☐ その他														
防火管理者 氏名		消防計画 届出日	年 月 日													
	(3) 市町村防災計画に定められた浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設となっていますか。 <table border="1"> <tr> <td>※ 避難確保計画を作成し、市に報告を行っていますか。</td><td> ☐いる ☐いない </td></tr> <tr> <td>届出日 年 月 日</td><td> ☐いる ☐いない </td></tr> <tr> <td>※ 避難確保計画に基づき、避難訓練を行っていますか。</td><td> ☐いる ☐いない </td></tr> <tr> <td>直近の実施日 年 月 日</td><td> ☐いる ☐いない </td></tr> </table>	※ 避難確保計画を作成し、市に報告を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	届出日 年 月 日	☐ いる ☐ いない	※ 避難確保計画に基づき、避難訓練を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	直近の実施日 年 月 日	☐ いる ☐ いない	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない	水防法・土砂災害防 止法					
※ 避難確保計画を作成し、市に報告を行っていますか。	☐ いる ☐ いない															
届出日 年 月 日	☐ いる ☐ いない															
※ 避難確保計画に基づき、避難訓練を行っていますか。	☐ いる ☐ いない															
直近の実施日 年 月 日	☐ いる ☐ いない															
	(4) 非常災害の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 42 条第 4 項、 第 85 条													

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠				
4 2 安全計画の 策定等 共通	(1) 安全計画の策定 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに当該事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じていますか。 <解釈通知 第三の3 (30 の 2) > ○ 事業者は、障害児の安全の確保を図るため、事業所ごとに、当該事業所の設備の安全点検、事業所外での活動等を含めた事業所での生活等における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練等についての計画（以下「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならないこととしたものである。なお、安全計画の策定等に当たっては、「安全確保の手引き」を参考にされたい。	☐ いる ☐ いない	条例第 42 条の 2 第 1 項、第 85 条 省令第 40 条の 2 第 1 項、第 71 条				
	(2) 研修及び訓練の実施 事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施していますか。 ※ 直近の研修及び訓練の実施日 <table border="1"> <tr> <td>研修実施日</td><td>_____ 年 _____ 月 _____ 日</td></tr> <tr> <td>訓練実施日</td><td>_____ 年 _____ 月 _____ 日</td></tr> </table>	研修実施日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	訓練実施日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	☐ いる ☐ いない	条例第 42 条の 2 第 2 項、第 85 条 省令第 40 条の 2 第 2 項、第 71 条
研修実施日	_____ 年 _____ 月 _____ 日						
訓練実施日	_____ 年 _____ 月 _____ 日						
	(3) 保護者への周知 事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携を図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知していますか。 <table border="1"> <tr> <td>周知日</td><td>_____ 年 _____ 月 _____ 日</td></tr> <tr> <td>周知方法</td><td></td></tr> </table>	周知日	_____ 年 _____ 月 _____ 日	周知方法		☐ いる ☐ いない	条例第 42 条の 2 第 3 項、第 85 条 省令第 40 条の 2 第 3 項、第 71 条
周知日	_____ 年 _____ 月 _____ 日						
周知方法							
	(4) 安全計画の変更 事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 42 条の 2 第 4 項、第 85 条 省令第 40 条の 2 第 4 項、第 71 条				

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 3 自動車を運行する場合の所在の確認 共通	(1) 所在の確認 事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認していますか。 <解釈通知 第三の3 (30 の3) ①> ○ 事業者は、障害児の通所や事業所外での活動等のための移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗降時の際に、点呼等の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならないこととしたもの。 確認方法	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第 42 条の 3 第 1 項、第 85 条 省令第 40 条の 3 第 1 項、第 71 条
	(2) 見落とし防止装置の設置 事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（座席が 2 列以下の自動車及び座席が 3 列以上あるものの、園児が確実に 3 列目以降を使用できないように園児が確実に通過できない鍵付きの柵を車体に固着させて 2 列目までと 3 列目以降を隔絶可能な自動車等を除く）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて（1）に定める所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行っていますか。 ※ 送迎車の状況 座席が 2 列以下の自動車____台 座席が 3 列以上だが 3 列目以降隔絶の自動車____台 上記以外の自動車____台 ⇒見落とし防止装置装備済み____台 <解釈通知 第三の3 (30 の3) ②> ○ 事業者は、通所用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の（解釈通知 第三の3 30 の3①）所在確認を行わなければならないこととしたもの。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	条例第 42 条の 3 第 2 項、第 85 条 省令第 40 条の 3 第 2 項、第 71 条

◆ 運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
4 4 衛生管理等 共通	(1) 設備等の衛生管理 障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 43 条第 1 項、第 85 条 省令第 41 条第 1 項、第 71 条
	(2) 感染症等の発生及びまん延防止 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じていますか。 <解釈通知 第三の 3 (31) ①> ○ 感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。 ○ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること。 ○ 空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。		条例第 43 条第 2 項、以下準用 附則第 4 条 省令第 41 条第 2 項、第 71 条
	一 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。(この場合において、委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催することができるものとする。) <解釈通知 第三の 3 (31) ②> ○ 感染対策委員会は幅広い職種 (例えば、施設長 (管理者)、事務長、医師、看護職員、児童指導員、栄養士又は管理栄養士) により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、おおむね 3 月に 1 回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。	☐ いる ☐ いない	
	二 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。 <解釈通知 第三の 3 (31) ②> ○ 指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理 (環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常の支援にかかる感染対策 (標準的な予防策 (例えば、血液・体液・分泌液・排泄物 (便) などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目) 等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。	☐ いる ☐ いない	

◆ 運営に関する基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠										
4 4 衛生管理等 (続き) 共通	三 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施していますか。 <解釈通知 第三の3 (31) ②> ○ 従業者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、事業所の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 ○ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年2回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	☐ いる ☐ いない											
	(3) 従業者の健康診断 常時使用する従業者に対し、健康診断を実施していますか。 ☐ 雇用時 ☐ 定期健康診断（実施時期： ） <労働安全衛生規則> ○ 常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。（第43条） ○ 常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。（第44条第1項）	☐ いる ☐ いない	労働安全衛生法 第66条第1項 労総安全衛生規則第 43条、第44条第1 項										
4 5 協力医療 機関 共通	障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。 <解釈通知 第三の3 (32) > ○ 事業所（治療を行うものを除く）から近距離にあることが望ましい。 <協力医療機関> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①名 称</td><td></td></tr> <tr> <td>②所在地</td><td></td></tr> <tr> <td>③協定書の有無</td><td>☐ 有 ・ ☐ 無</td></tr> <tr> <td>④協定年月日</td><td>年 月 日 ～ 年 月 日 (自動更新規定: ☐有 ・ ☐無)</td></tr> <tr> <td>⑤診療科目</td><td></td></tr> </tbody> </table>	①名 称		②所在地		③協定書の有無	☐ 有 ・ ☐ 無	④協定年月日	年 月 日 ～ 年 月 日 (自動更新規定: ☐ 有 ・ ☐ 無)	⑤診療科目		☐ いる ☐ いない	条例第 44 条、第 85 条 省令第 42 条、第 77 条
①名 称													
②所在地													
③協定書の有無	☐ 有 ・ ☐ 無												
④協定年月日	年 月 日 ～ 年 月 日 (自動更新規定: ☐ 有 ・ ☐ 無)												
⑤診療科目													

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠						
4 6 掲示 共通	事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用者申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。または、上記の内容を記載した書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。 <掲示状況についてあてはまるものにチェックをつけてください。> <table><tr><td>掲示内容</td><td>☐運営規程の概要 ☐従業員の勤務体制 ☐事故発生時の対応 ☐苦情処理の体制 ☐提供するサービスの第三者評価の実施状況 ☐その他サービスの選択に資すると認められる重要事項</td></tr><tr><td>掲示方法</td><td>☐掲示 ☐ファイル等の備え付け</td></tr><tr><td>掲示場所</td><td>☐入り口付近 ☐相談室 ☐その他（ ）</td></tr></table>	掲示内容	☐ 運営規程の概要 ☐ 従業員の勤務体制 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理の体制 ☐ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 ☐ その他サービスの選択に資すると認められる重要事項	掲示方法	☐ 掲示 ☐ ファイル等の備え付け	掲示場所	☐ 入り口付近 ☐ 相談室 ☐ その他（ ）	☐ いる ☐ いない	条例第 45 条、第 85 条 省令第 43 条、第 77 条
掲示内容	☐ 運営規程の概要 ☐ 従業員の勤務体制 ☐ 事故発生時の対応 ☐ 苦情処理の体制 ☐ 提供するサービスの第三者評価の実施状況 ☐ その他サービスの選択に資すると認められる重要事項								
掲示方法	☐ 掲示 ☐ ファイル等の備え付け								
掲示場所	☐ 入り口付近 ☐ 相談室 ☐ その他（ ）								
4 7 身体拘束等の禁止 共通	（１）身体拘束等の禁止 サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。 （２）身体拘束等の記録 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。 <解釈通知 第三の3 (34)①> ○ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならないこと。 《参照》 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 (H30.6 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進課) （１）やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件 ① 切迫性 ② 非代替性 ③ 一時性 （２）やむを得ず身体拘束を行うときの手続き ① 組織による決定と個別支援計画への記載 ② 本人・家族への十分な説明 ③ 必要な事項の記録 ④ 身体拘束廃止未実施減算の創設	☐ いない ☐ いる ☐ いる ☐ いない	条例第 46 条第 1 項、第 85 条 省令第 44 条第 1 項、第 77 条 条例第 46 条第 2 項以下準用 省令第 44 条第 2 項以下準用						
	（３）身体拘束等の適正化 身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じていますか。		条例第 46 条第 3 項以下準用 省令第 44 条第 3 項以下準用						

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
4 7 身体拘束等の禁止 (続き)	一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。（委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催することができる。） <解釈通知 第三の3 (34) ②> ○ 委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておく必要がある。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家の活用に努めること。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 なお、身体拘束適正化検討委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。 ○ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応 ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。 イ 従業員は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。なお、イにより報告された事例がない場合にも、身体拘束等の未然防止の観点から、障害児に対する支援の状況等を確認することが必要である。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と廃止に向けた方策を検討すること。 オ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。 カ 廃止に向けた方策を講じた後に、その効果について検証すること。	☐ いる ☐ いない	
	二 身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。 <解釈通知 第三の3 (34) ③> ○ 身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。 ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方 イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 障害児又はその家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	☐ いる ☐ いない	
	三 従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。 <解釈通知 第三の3 (34) ④> ○ 身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。	☐ いる ☐ いない	

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
48 虐待等の 禁止 共通	(1) 従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。 《参照》 「児童虐待の防止等に関する法律」第2条 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	☐ いない ☐ いる	条例第47条第1項、第85条 省令第45条、第77条
	(2) 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。（委員会はテレビ電話装置等を活用する方法により開催することができる。） ＜解釈通知 第三の3(35)①＞ ○ 虐待防止委員会の役割は、以下の3つがある。 ア 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） イ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ウ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行） ○ 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めることとする。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも1年に1回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。 ○ 虐待防止委員会の具体的対応には、次のような対応を想定している。 なお、虐待防止委員会における対応状況については、適切に記録の上、5年間保存すること。 ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。	☐ いる ☐ いない	条例第47条第2項、第85条 省令第45条、第77条

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
48 虐待等の 禁止 (続き) 共通	<解釈通知 第三の3(35)②> ○ 事業者は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 二 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 <解釈通知 第三の3(35)③> ○ 指針を作成した事業所においては指針に基づき虐待防止の徹底を図るものとする。 ○ 事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年1回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 三 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 (職・氏名) 虐待防止担当者 _____ <解釈通知 第三の3(35)④> 虐待防止担当者は、児童発達支援管理責任者等を配置すること。なお、当該担当者及び管理者については、「地域生活支援事業の実施について」（平成18年8月1日障発第0801002号）の別紙2「地域生活支援促進事業実施要綱」の別記2-4の3(3)の都道府県が行う研修を受講することが望ましい。	☐ いる ☐ いない ☐ いる ☐ いない	
49 秘密保持等 (個人情報 提供の同意) 共通	障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 <解釈通知 第三の3(37)③> ○ 従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したもの ○ この同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。	☐ いる ☐ いない	条例第49条第3項、 第85条 省令第47条第3項、 第77条

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠						
5 0 情報の提供等 共通	(1) 情報の提供 サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 50 条第 1 項、 第 85 条 省令第 48 条第 1 項、 第 77 条						
	(2) 虚偽又は誇大広告 事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなっていないですか。 ※パンフレット等を作成していれば添付	☐ いない ☐ いる	条例第 50 条第 2 項、 第 85 条 省令第 48 条第 2 項、 第 77 条						
5 1 利益供与等の禁止 共通	(1) 利益供与の禁止 障害児相談支援事業者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又は家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第 51 条第 1 項、 第 85 条、 省令第 49 条第 1 項、 第 77 条						
	(2) 利益收受の禁止 障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又は家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはいませんか。	☐ いない ☐ いる	条例第 51 条第 2 項 以下準用 省令第 49 条第 2 項 以下準用						
	<解釈通知 第三の3 (38)> (1) 及び (2) の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反します。								
5 2 苦情解決 共通	(1) 苦情解決のための措置 その提供したサービスに関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 <table><tr><td>苦情受付担当者</td><td></td></tr><tr><td>苦情解決責任者</td><td></td></tr><tr><td>第三者委員</td><td></td></tr></table> ※ 苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。 <解釈通知 第三の3 (39)①> ○「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所等における苦情を解決するための措置を講ずること。 ○ 当該措置の概要については、保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。 <<参照>> 「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」 (平成 12 年 6 月 7 日付け障第 452 号ほか、厚生省通知) 1 事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。 (苦情解決責任者) 施設長・理事長・管理者等 (苦情受付担当者) 職員のうち適当な者 2 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。	苦情受付担当者		苦情解決責任者		第三者委員		☐ いる ☐ いない	条例第 52 条第 1 項、 第 85 条、 省令第 50 条第 1 項、 第 77 条
苦情受付担当者									
苦情解決責任者									
第三者委員									

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠												
5 2 苦情解決 (続き) 共通	(2) 苦情受付の記録 上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 <解釈通知 第三の3(39)②> ○ 苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの ○ 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの	☐ いる ☐ いない	条例第52条第2項 以下準用 省令第50条第2項 以下準用												
※ 直近の苦情処理の状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>苦情受付年月日</th><th>苦情件数</th><th>苦情の主な内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				苦情受付年月日	苦情件数	苦情の主な内容									
苦情受付年月日	苦情件数	苦情の主な内容													
	(3) 知事等が行う調査等への協力、改善 その提供したサービスに関し、法第21条の5の2第1項の規定により市長村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第52条第3項 以下準用 省令第50条第3項 以下準用												
	(4) 改善内容の報告 知事等からの求めがあった場合には、上記(3)の改善の内容を知事等に報告していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第52条第4項 以下準用 省令第50条第4項 以下準用												
	(5) 運営適正化委員会が行う調査等への協力 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力していますか。	☐ いる ☐ いない	条例第52条第5項 以下準用 省令第50条第5項 以下準用												
5 3 地域との 連携等 共通	その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 <解釈通知 第三の3(40)> ○ 事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。	☐ いる ☐ いない	条例第53条第1項、 第85条 省令第51条第1項、 第77条												

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠																
5 4 事故発生時の対応 共通	(1) 事故発生時の措置 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	☐ いる ☐ いない	条例第 54 条第 1 項、第 85 条 省令第 52 条第 1 項、第 77 条																
<解釈通知 第三の 3 (41)> ○ 障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること ○ このほか、以下の点に留意すること - 安全計画の策定等とあわせて、サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと - また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと - 事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること。 なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」が示されているので、参考にされたい。																			
《参照》「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」抜粋（平成 14 年 3 月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会／厚生労働省） 第 3 事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針 ○福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応 ・コミュニケーションの重要性 ・苦情解決への取り組み ・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性 → 事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析 第 4 事故が起こってしまったときの対応指針 ○利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本																			
(2) 事故の記録 上記（1）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。		☐ いる ☐ いない	条例第 54 条第 2 項以下準用 省令第 52 条第 2 項以下準用																
次のうち作成しているものにチェックをしてください。 ☐ 事故報告書 ☐ ヒヤリ・ハット事例 ☐ 事故対応（危機管理）マニュアル																			
※ 直近の事故発生状況 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故発生年月日</th><th>事故の概要</th><th>処置</th><th>再発防止対策</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>				事故発生年月日	事故の概要	処置	再発防止対策												
事故発生年月日	事故の概要	処置	再発防止対策																

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠					
5 4 事故発生時の対応 (続き) 共通	(3) 損害賠償 障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 <解釈通知 第三の3 (41)> ○ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない ○ 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと	☐いる ☐いない	条例第 54 条第 3 項 以下準用 省令第 52 条第 3 項 以下準用					
	損害賠償保険の加入 賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。 <保険の概要を記入してください> <table><tr><td>賠償保険名</td><td></td></tr><tr><td>主な補償内容</td><td></td></tr><tr><td>加入期間</td><td></td></tr></table> <参考> 過去の保険適用の事例の有無 (☐有 ・ ☐無)	賠償保険名		主な補償内容		加入期間		☐いる ☐いない
賠償保険名								
主な補償内容								
加入期間								
5 5 会計の区分 共通	事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。 <解釈通知 第三の3 (42)> ○ 当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない	☐いる ☐いない	条例第 55 条、第 85 条 省令第 53 条、第 77 条					
5 6 記録の整備 共通	(1) 記録の整備 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 <解釈通知 第三の3 (43)> ○ 従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書により整備しておく必要があること	☐いる ☐いない	条例第 56 第 1 項、第 85 条 省令第 54 条第 1 項、第 77 条					
	(2) 記録の保存 障害児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から 5 年間保存していますか。 一 サービスの提供の記録 (省令第 21 条第 1 項) 二 通所支援計画 三 利用者に関する市町村への通知に係る記録 (省令第 35 条) 四 身体拘束等の記録 (省令第 44 条第 2 項) 五 苦情の内容等の記録 (省令第 50 条第 2 項) 六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録 (省令第 52 条第 2 項) <解釈通知 第三の3 (43)> ○ 上記で規定する記録については、5 年以上保存しておかなければならないこととしたものである。	☐いる ☐いない	条例第 56 条第 2 項 以下準用 省令第 54 条第 2 項 以下準用					

◆ 運営に関する基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
57 変更の届出等 共通	(1) 指定事項の変更 指定に係る事項に変更があったとき、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。 ※ 最近の届出 年 月 日 <変更に係る指定事項> ① 事業所の名称及び所在地 ② 申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所 ③ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。） ④ 事業所の平面図 ⑤ 事業所の管理者・児童発達支援管理責任者の氏名、経歴、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 障害児通所給付費の請求に関する事項 ⑧ 事業を再開したとき	☐ いる ☐ いない	法第21条の5の20
	(2) 事業の廃止又は休止 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。	☐ いる ☐ いない	

◆ 業務管理体制の整備

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																								
58 業務管理 体制の整備 共通	(1) 業務管理体制の届出 事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、市（すべての事業所等が津市に所在する事業者）、県（市、厚生労働省に届出する以外の事業者）又は厚生労働省（事業所等が2都道府県以上にある事業者）に法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。 届出年月日: 年 月 日 法令遵守責任者 職名・氏名: _____ 届出先:〔☐津市 ・☐滋賀県 ・☐厚労省 ・☐その他()〕 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業所等の数</td><td>☐ 20 未満</td><td>☐ 20～99</td><td>☐ 100 以上</td></tr> <tr> <td rowspan="3">業務管理体制の内容</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td><td>法令遵守責任者の選任</td></tr> <tr> <td></td><td>法令遵守規程の整備</td><td>法令遵守規程の整備</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>業務執行状況の監査方法</td></tr> <tr> <td rowspan="3">届出事項</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td><td>法令遵守責任者の氏名</td></tr> <tr> <td></td><td>法令遵守規程の概要</td><td>法令遵守規程の概要</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>業務執行状況の監査方法</td></tr> </table> 1 法令遵守責任者（法令遵守のための体制の責任者） ・ 関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等 2 法令遵守規程 ・ 法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル） 3 業務執行状況の監査方法 ・ 監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。 ・ 監査は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。	事業所等の数	☐ 20 未満	☐ 20～99	☐ 100 以上	業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備			業務執行状況の監査方法	届出事項	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名		法令遵守規程の概要	法令遵守規程の概要			業務執行状況の監査方法	☐ いる ☐ いない	法第21条の5の26
事業所等の数	☐ 20 未満	☐ 20～99	☐ 100 以上																								
業務管理体制の内容	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任	法令遵守責任者の選任																								
		法令遵守規程の整備	法令遵守規程の整備																								
			業務執行状況の監査方法																								
届出事項	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名	法令遵守責任者の氏名																								
		法令遵守規程の概要	法令遵守規程の概要																								
			業務執行状況の監査方法																								
	(2) 職員への周知 業務管理体制（法令等遵守）についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。	☐ いる ☐ いない																									
	(3) 法令等遵守の取組 法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。 ※ 具体的な取り組みを行っていることにチェックしてください。 ☐ 報酬の請求等のチェックを実施 ☐ 法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。 ☐ 利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。 ☐ 業務管理体制についての研修を実施している。 ☐ 法令遵守規程を整備している。 ☐ その他()	☐ いる ☐ いない																									
	(4) 評価・改善等の取組 法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っていますか。	☐ いる ☐ いない																									

◆ 障害児通所給付費等の算定基準

《参照》

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」
（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）別表「障害児通所給付費等単位数表」及び別表 2「経過的障害児通所給付費等単位数表」

◆ 障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
59 基本事項	(1) 費用の算定 共通 指定通所支援に要する費用の額は、「別表障害児通所給付費等単位数表」により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。	☐ いる ☐ いない	告示一
	(2) 費用の額（経過措置） 児発 (1) の規定にかかわらず、次に掲げる指定児童発達支援に要する費用の額は、令和 9 年 3 月 31 日までの間、それぞれ次に掲げる額を算定していますか。 イ 旧主として難聴児指定児童発達支援事業所において難聴児に対し行う指定児童発達支援 別表 2 経過的障害児通所給付費等単位数表第 1 により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額 ロ 旧主として重症心身障害児指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援 別表 2 経過的障害児通所給付費等単位数表第 2 により算定する単位数に別にこども家庭庁長官が定める一単位の単価を乗じて得た額 ハ 旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由のある児童又は重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援 別表 2 経過的障害児通所給付費等単位数表第 3 により算定する単位数に 10 円を乗じて得た額	☐ いる ☐ いない	告示二
＜留意事項通知 第二の 1 通則＞ ○ 別に定める場合を除き、この 1 において、児童発達支援には、旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センター（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 5 号。以下「一部改正府令」という。）附則第 4 条及び第 5 条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において難聴児に対し行う児童発達支援、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター（一部改正府令附則第 4 条及び第 5 条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）において重症心身障害児に対し行う指定児童発達支援及び旧医療型児童発達支援（一部改正府令附則第 2 条及び第 3 条の規定によりなお従前の例によるものとされたものをいう。以下同じ。）又は旧指定発達支援医療機関（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「一部改正法」という。）附則第 4 条第 2 項の規定により一部改正法第 2 条の規定による改正後の児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定を受けたものとみなされているものをいう。以下同じ。）において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援も含まれることに留意すること。			

◆ 障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
59 基本事項 共通 (続き)	(3) 金額換算の際の端数処理 (1)、(2)の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	☐ いる ☐ いない	告示三
	(4) 各サービスとの算定関係 障害児通所給付費について、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定していませんか。 また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に係る報酬を算定していませんか。	☐ いない ☐ いる	
	<留意事項通知 第二の1(2)> ○ 指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できない。 ○ 障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能である。 ○ 同一日に他の障害児通所支援の報酬は算定できない。		
	(5) サービス提供時間について		
	<留意事項通知 第二の1(3)> ○ 障害児通所給付費の報酬の算定に当たっては、個々の障害児に対するアセスメントを行うことを通じて、当該障害児ごとの個別支援計画を作成しなければならないこととされていることから、当該個別支援計画に沿ったサービスを提供する上で必要となるサービス提供時間が確保される必要があること。障害児通所支援については、個々の障害児に対するサービス提供時間（送迎に係る時間は除くものとする。）は30分以上である必要がある点に留意すること。 なお、指定通所支援又は基準該当通所支援の提供時間が30分未満のものについては、個別支援計画に基づき、周囲の環境に慣れるためにサービス提供時間を短時間にする必要がある等の理由で提供時間が30分未満のサービス提供が必要であると市が認めた場合に限り、所定単位数を算定する。		
	(6) 時間区分ごとの単価の取扱いについて		
	<留意事項通知 第二の1(3)の2①②③> ① 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所又は旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し行う児童発達支援、旧医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援並びに共生型障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所において行う児童発達支援を除く。以下この（3の2）において同じ。）及び放課後等デイサービスについては、サービス提供時間に応じた報酬を算定する。 ② 「サービス提供時間」とは、現にサービスの提供に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスを行うのに要する標準的な時間として、あらかじめ個別支援計画において定めたものとする。ただし、現にサービスの提供に要した時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合は、 (一) 事業所の都合により支援が短縮されたときは、現にサービスの提供に要した時間 (二) 障害児やその保護者の事情により支援が短縮されたときは、あらかじめ個別支援計画において定めた時間により算定するものとする。 ③ 個別支援計画に位置付けられたサービス提供時間が、現にサービスの提供に要した時間と合致しないことが常態化している場合は、速やかに個別支援計画の見直しを行うことを求める。		

◆ 障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費	(1) - 1 児童発達支援給付費 <u>児発（センター型に限る）</u> 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、サービスを行った場合に、時間区分、障害児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。 ただし、地方公共団体が設置する場合は所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定していますか。 【子ども家庭庁長官が定める施設基準】《参照》（平成24年厚生労働省告示第269号・1） イ 児童発達支援センターにおいて支援を行う場合で、支援時間による区分『30分以上1時間30分以下』、『1時間30分超3時間以下』及び『3時間超5時間以下』の3区分で、医療的ケア区分3～1の障害児について算定する場合、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。 (1) 単位ごとに置くべき児童指導員及び保育士並びに機能訓練担当職員及び看護職員の員数の総数が、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上であること (2) 単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分3を算定する障害児の数、医療的ケア区分2を算定する障害児の数を2で除して得た数及び医療的ケア区分1を算定する障害児の数を3で除して得た数を合計した数以上であること。 ロ 児童発達支援センターにおいて支援を行う場合で、支援時間による区分『30分以上1時間30分以下』、『1時間30分超3時間以下』及び『3時間超5時間以下』の3区分で、医療的ケア区分3～1に該当しない障害児について算定する場合、イの(1)に該当すること。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表第1の1注1

項目 / 細項目		基本 スコア	見守りスコア		
			高	中	低
1. 人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置及び高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理		10	2	1	0
2. 気管切開の管理		8	2		0
3. 鼻咽頭エアウェイの管理		5	1		0
4. 酸素療法		8	1		0
5. 吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）		8	1		0
6. ネブライザーの管理		3	0		
7. 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃腸腸管、腸瘻又は食道瘻	8	2		0
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	3	1		0
8. 中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬等）		8	2		0
9. 皮下注射	(1) 皮下注射（インスリン、麻薬等の注射を含む。）	5	1		0
	(2) 持続皮下注射ポンプの使用	3	1		0
10. 血糖測定（持続血糖測定器による血糖測定を含む。）		3	1		0
11. 継続的な透析（血液透析、腹膜透析等）		8	2		0
12. 導尿	(1) 間欠的導尿	5	0		
	(2) 持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻又は尿路ストマ）	3	1		0
13. 排便管理	(1) 消化管ストーマの使用	5	1		0
	(2) 摘便又は洗腸	5	0		
	(3) 洗腸※	3	0		
14. 痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与又は迷走神経刺激装置の作動等の処置		3	2		0

※市販のディスポーザブルグリセリン洗腸器を用いて洗腸を施す場合を除く

◆ 障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																	
60 障害児通所 給付費 (続き)	<留意事項通知 第二の1(4)の2> ○ 医療的ケア区分ごとの単価の取扱いについて 事業所において、医療的ケアスコアが3点以上の児童（医療的ケア児）に対して、以下に定める数の看護職員を配置して医療的ケアを提供した場合に、当該医療的ケア児の医療的ケアスコアに応じた区分（医療的ケア区分）に応じた基本報酬を算定できる。																			
	<留意事項通知 第二の1(4)の2①> ○ 配置が必要な看護職員数 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に当たっては、医療的ケア区分に応じて、以下の人数の看護職員の配置を求めるものとする。 (一) 医療的ケア区分3（医療的スコアが32点以上）の医療的ケア児 1人につき看護職員をおおむね1名 (二) 医療的ケア区分2（医療的スコアが16点以上）の医療的ケア児 2人につき看護職員をおおむね1名 (三) 医療的ケア区分1（医療的スコアが3点以上）の医療的ケア児 3人につき看護職員をおおむね1名																			
	<留意事項通知 第二の1(4)の2②> ○ 算定要件となる看護職員の人数の取扱い (一) 配置が必要な看護職員の1月間の延べ人数の算出方法 医療的ケア児1人につき医療的ケア区分に応じて必要な看護職員数（必要看護職員数）を以下のとおりとする。 <table><tr><td>医療的ケア区分3</td><td>1</td></tr><tr><td>医療的ケア区分2</td><td>0.5</td></tr><tr><td>医療的ケア区分1</td><td>0.33</td></tr></table> 当該月に事業所において医療的ケアを提供した医療的ケア児の、医療的ケア区分に応じた延べ日数を乗じる。 (例) 医療的ケア区分2の医療的ケア児1人は8日利用し、医療的ケア区分1の医療的ケア児は2人のうち、1人は10日、もう1人は15日利用した場合 医療的ケア区分2 8人日×0.5人＝4人 医療的ケア区分1 (10+15)人日×0.33人＝8.25 → 合計 12.25人 (二) 実際に配置した看護職員の一月の延べ人数の算出方法 医療的ケア児が利用した日に配置した看護職員の数（配置看護職員数）を合計するものとする。このとき、医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じて配置した人員を1として数えるものとする。 ※ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じてサービスに従事する看護職員の場合、その員数は1人となるが、提供時間帯の2分の1ずつ従事する看護職員の場合は、2人が必要となる。 ※ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じてサービスに従事した場合に1人として数える（提供時間帯の2分の1のみ看護職員を配置し、同日の提供時間帯の2分の1には配置しなかった場合は0人とする）。 ※ 指定通所基準第5条第3項又は第66条第3項の規定に基づき、児童指導員又は保育士の合計数に含める看護職員はこの人数に計上できないものとする。 ※ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯において、実際に医療的ケアを提供したかどうかは問わない。	医療的ケア区分3	1	医療的ケア区分2	0.5	医療的ケア区分1	0.33													
	医療的ケア区分3	1																		
医療的ケア区分2	0.5																			
医療的ケア区分1	0.33																			
★配置が必要な看護職員の1月間の延べ人数（ 年 月） <table><tr><td>医療的ケア区分3</td><td>人日×1</td><td>=</td><td>人</td></tr><tr><td>医療的ケア区分2</td><td>人日×0.5</td><td>=</td><td>人</td></tr><tr><td>医療的ケア区分1</td><td>人日×0.33</td><td>=</td><td>人</td></tr><tr><td colspan="3">必要看護職員合計数</td><td>人</td></tr></table> ★実際に配置した看護職員の一月の延べ人数（ 年 月） <table><tr><td>配置看護職員合計数</td><td>人</td></tr></table>	医療的ケア区分3	人日×1	=	人	医療的ケア区分2	人日×0.5	=	人	医療的ケア区分1	人日×0.33	=	人	必要看護職員合計数			人	配置看護職員合計数	人		
医療的ケア区分3	人日×1	=	人																	
医療的ケア区分2	人日×0.5	=	人																	
医療的ケア区分1	人日×0.33	=	人																	
必要看護職員合計数			人																	
配置看護職員合計数	人																			

◆ 障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																		
60 障害児通所 給付費 (続き)	<留意事項通知 第二の1(4)の2) ③> ○ 算定される単位数 配置看護職員合計数（配置看護職員数の1月間の延べ人数）が必要看護職員合計数（必要看護職員数の1月間の延べ人数）以上の場合に、当該月の報酬の請求において、医療的ケア児が利用した全ての日について、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定できる。 なお、配置看護職員合計数が必要看護職員合計数未満となる場合、配置看護職員数が必要看護職員数を最も下回っている日について、算出方法から除外して算出することが可能。このとき、除外した日に利用した医療的ケア児の報酬については、医療的ケア区分に応じた基本報酬ではない基本報酬を算定する。 ただし、医療的ケア児が利用した日において看護職員が配置されなかった日については、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できない。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定する。 なお、この場合の「配置されなかった日」とは、提供時間帯の全てにわたり配置されていなかった日とするので、配置看護職員数における「配置」の考え方とは異なる点に留意すること。 （例）利用定員10人の指定児童発達支援事業所で、医療的ケア区分2の医療的ケア児を支援したとき（時間区分1の場合）に請求する報酬 ・ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じて看護職員が従事した日 1,917単位 ・ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯の一部だけ看護職員が従事した日 1,917単位 ・ 医療的ケア児にサービスを提供する時間帯を通じて看護職員が従事しなかった日 901単位 ※ 配置看護職員合計数が、必要看護職員合計数未満の場合、当該月の指定児童発達支援等に係る報酬について、医療的ケア区分に応じた基本報酬は算定できない。この場合、医療的ケア児に係る報酬は、医療的ケア児以外の障害児について算定する基本報酬を算定する。																				
	（1）-2児童発達支援給付費 児発（センター型除く） 別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定児童発達支援の単位において、サービスを行った場合に、時間区分、障害児の就学の状況及び医療的ケア区分並びに利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注2																		
【こども家庭庁長官が定め定める施設基準】《参照》（平成24年厚生労働省告示第269号） イ 『主に就学前の障害児に対し支援を行う』場合で、支援時間による区分『30分以上1時間30分以下』、『1時間30分超3時間以下』及び『3時間超5時間以下』の3区分で、医療的ケア区分3～1の障害児について算定する場合、次の(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当する場合であって、かつ、(4)に該当すること。 (1) 基準第5条第1項の基準を満たしていること。 (2) 障害児のうち小学校就学前に者の占める割合が100分の70以上であること。 (3) 基準第5条第4項の基準を満たしていること。 (4) 単位ごとに置くべき看護職員員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分3を算定する障害児の数、医療的ケア区分2を算定する障害児の数を2で除して得た数及び医療的ケア区分1を算定する障害児の数を3で除して得た数を合計した数以上であること。 ロ 『主に就学前の障害児に対し支援を行う』場合で、支援時間による区分『30分以上1時間30分以下』、『1時間30分超3時間以下』及び『3時間超5時間以下』の3区分で、医療的ケア区分3～1に該当しない障害児について算定する場合、イの(1)及び(2)に該当し、又は(3)に該当すること。 ハ 『主に就学前の障害児に対し支援を行う』以外の場合で、支援時間による区分『30分以上1時間30分以下』、『1時間30分超3時間以下』及び『3時間超5時間以下』の3区分で、医療的ケア区分3～1の障害児について算定する場合、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。 (1) 基準第5条第1項の基準を満たしていること。 (2) 単位ごとに置くべき看護職員員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分3を算定する障害児の数、医療的ケア区分2を算定する障害児の数を2で除して得た数及び医療的ケア区分1を算定する障害児の数を3で除して得た数を合計した数以上であること。 ニ 『主に就学前の障害児に対し支援を行う』以外の場合で、支援時間による区分『30分以上1時間30分以下』、『1時間30分超3時間以下』及び『3時間超5時間以下』の3区分で、医療的ケア区分3～1に該当しない障害児について算定する場合、基準第5条第1項の基準を満たしていること。																					
	★配置が必要な看護職員の1月間の延べ人数（ 年 月） <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;">医療的ケア区分3</td><td style="width: 30%;">人日 × 1</td><td style="width: 10%;">=</td><td style="width: 30%;">人</td></tr> <tr> <td>医療的ケア区分2</td><td>人日 × 0.5</td><td>=</td><td>人</td></tr> <tr> <td>医療的ケア区分1</td><td>人日 × 0.33</td><td>=</td><td>人</td></tr> <tr> <td colspan="3">必要看護職員合計数</td><td>人</td></tr> </tbody> </table> ★実際に配置した看護職員の一月の延べ人数（ 年 月） <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 80%;">配置看護職員合計数</td><td style="width: 20%;">人</td></tr> </tbody> </table>	医療的ケア区分3	人日 × 1	=	人	医療的ケア区分2	人日 × 0.5	=	人	医療的ケア区分1	人日 × 0.33	=	人	必要看護職員合計数			人	配置看護職員合計数	人		
医療的ケア区分3	人日 × 1	=	人																		
医療的ケア区分2	人日 × 0.5	=	人																		
医療的ケア区分1	人日 × 0.33	=	人																		
必要看護職員合計数			人																		
配置看護職員合計数	人																				

◆ 障害児通所給付費等の算定基準

項目	自主点検のポイント	点検	根拠																						
60 障害児通所 給付費 (続き)	(2)-1 放課後等デイサービス給付費 <u>放課</u> 法第6条の2の2第3項に規定する障害児に対し、授業終了後又は休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（重症心身障害児に対するもの以外）において、サービスを行った場合に、時間区分、就学児の医療的ケア区分及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定していますか。 【子ども家庭庁長官が定める施設基準】《参照》（平成24年厚生労働省告示第269号・2） イ 支援時間による区分『30分以上1時間30分以下』、『1時間30分超3時間以下』及び『3時間超5時間以下』の3区分で、医療的ケア区分3～1の障害児について算定する場合、次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当すること。（『3時間超5時間以下』の区分は学校休業日のみ算定可能） (1) 基準第6条第1項の基準を満たしていること。 (2) 基準第6条第4項の基準を満たしていること。 (3) 単位ごとに置くべき看護職員の員数の総数が、おおむね医療的ケア区分3を算定する障害児の数、医療的ケア区分2を算定する障害児の数を2で除して得た数及び医療的ケア区分1を算定する障害児の数を3で除して得た数を合計した数以上であること。 ロ 支援時間による区分『30分以上1時間30分以下』、『1時間30分超3時間以下』及び『3時間超5時間以下』の3区分で、医療的ケア区分3～1に該当しない障害児について算定する場合、イの(1)又は(2)に該当すること。 ハ 重症心身障害児に対し『授業終了後にサービス提供を行う場合』及び『休業日にサービス提供を行う場合』、イの(2)の基準を満たしていること。 ★配置が必要な看護職員の1月間の延べ人数（ 年 月） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">医療的ケア区分3</td><td style="width: 30%;">人日×1</td><td style="width: 10%;">＝</td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;">人</td></tr> <tr> <td>医療的ケア区分2</td><td>人日×0.5</td><td>＝</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td>医療的ケア区分1</td><td>人日×0.33</td><td>＝</td><td></td><td>人</td></tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">必要看護職員合計数</td><td>人</td></tr> </table> ★実際に配置した看護職員の一月の延べ人数（ 年 月） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; text-align: center;">配置看護職員合計数</td><td style="width: 20%;">人</td></tr> </table> (2)-2 放課後等デイサービス給付費 <u>放課</u> 学校に就学している障害児（重症心身障害児に限る）に対し、授業終了後又は休業日に、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定放課後等デイサービスの単位においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。	医療的ケア区分3	人日×1	＝		人	医療的ケア区分2	人日×0.5	＝		人	医療的ケア区分1	人日×0.33	＝		人	必要看護職員合計数				人	配置看護職員合計数	人	☐ いる ☐ いない	告示別表 第3の1イ、ロ 第3の1注1,2
医療的ケア区分3	人日×1	＝		人																					
医療的ケア区分2	人日×0.5	＝		人																					
医療的ケア区分1	人日×0.33	＝		人																					
必要看護職員合計数				人																					
配置看護職員合計数	人																								
		☐ いる ☐ いない																							

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費 (続き)	(3) 定員超過利用減算 共通 障害児の数が、次の①又は②のいずれかの定員超過利用に該当する場合、所定単位数にこども家庭庁長官が定める割合を乗じて算定(減算)していますか。 ※ 災害等やむを得ない事由での受入れを除く。 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 《参照》(平成24年厚生労働省告示第271号) ○障害児の数の基準 ① 過去3月間の利用実績による減算の取扱い 過去3月間の障害児の数の平均値が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該1月間について障害児全員分につき減算 ア 利用定員11人以下 定員数に3を加えた数を超える場合 イ 利用定員12人以上 定員数に100分の125を乗じた数を超える場合 ② 1日当たりの利用実績による減算の取扱い 1日の障害児の数が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該1日について障害児全員につき減算 ア 利用定員50人以下 定員数に100分の150を乗じて得た数を超える場合 イ 利用定員51人以上 定員数から50を控除した数に100分の125を乗じて得た数に25を加えた数を超える場合 ○単位数に乘じる割合 100分の70	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注3(1) 第3の1注4(1)

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費 (続き)	(4) 人員欠如減算 従業者の員数が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合(配置すべき員数を下回っている場合)に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定(減算)していますか。 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 ≪参照≫(平成24年厚生労働省告示第271号) ○児童指導員又は保育士の員数を満たしていないこと 100分の70 ○児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと 100分の70(5月以上継続の場合は100分の50) ア 児童指導員及び保育士の欠如減算 共通 <留意事項通知 第二の1(6)> ①対象となる支援 ・児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く) ・放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く) ②算定される単位数 ・減算が適用される月から3月未満 →所定単位数の100分の70 ・減算が適用される月から3月以降 →所定単位数の100分の50 ③減算の具体的取扱い 配置すべき従業者について、人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算 ・1割を超えて欠如した場合 →その翌月から算定 ・1割の範囲内で欠如した場合、常勤又は専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない場合 →その翌々月から算定 イ 児童発達支援管理責任者欠如減算 共通 <留意事項通知 第二の1(6)> ①対象となる支援 ・児童発達支援(児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く) ・放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所で行う場合を除く) ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ②算定される単位数 ・減算が適用される月から5月未満 →所定単位数の100分の70 ・減算の適用から5月以降 →所定単位数の100分の50 ③減算の具体的取扱い 人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算 → その翌々月から算定(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く)	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注3(1) 第3の1注4(1)

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費 (続き)	(5) 個別支援計画未作成減算 共通 サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて算定（減算）していますか。 (一) 個別支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70 (二) 個別支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50 <留意事項通知 第二の1(7)④> ○ 次のいずれかに該当する月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する障害児につき減算 (一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていないこと (二) 指定基準に規定する個別支援計画に係る一連の業務（計画作成・保護者等への説明・文書による同意・計画を交付）が適切に行われていないこと	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注3(2) 第3の1注4(2)
	(6) 自己評価結果等未公表減算 共通 児童発達支援（旧指定医療型児童発達支援事業所及び旧指定発達支援医療機関において肢体不自由児又は重症心身障害児に対し行う児童発達支援を除く。）、放課後等デイサービス事業所において、提供するサービスの質の評価及び改善の内容（自己評価結果等）について、指定通所基準の規定に基づき公表したものととして市長に届け出ていない場合に、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定（減算）していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注3(3) 第3の1注4(3)
	(7) 開所時間減算 共通 営業時間が、別にこども家庭庁長官が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別にこども家庭庁長官が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定していますか。（営業時間の時間数が、次の①又は②いずれかに該当する場合に、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて算定（減算）するもの。） 【こども家庭庁長官が定める基準及び割合】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第271号・1） ①営業時間が4時間以上6時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く） 100分の85 ②営業時間が4時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く） 100分の70 <留意事項通知 第二の2(1)①(六)> ○ 「営業時間」には送迎に要する時間は含まれないもの ○ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、開所しているが障害児の事情等によりサービス提供時間が4時間未満となった場合は減算の対象とならないこと	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注4 第3の1注5

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所給付費 (続き)	(8) 身体拘束廃止未実施減算 共通 指定通所基準第44条第2項又は第3項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注5 第3の1注6
<留意事項通知 第二の1(9)> 身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について ○ 算定される単位数 (一) 障害児入所支援については、基本報酬の所定単位数の100分の10に相当する単位数を当該所定単位数から減算する。 (二) 児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援（みなし基準該当通所支援を除く。）については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ○ 当該減算については、次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。 (一) 身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続を行った旨を記録しなければならない点に留意すること。 (二) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。なお、当該委員会については、事業所単位ではなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、虐待の防止のための対策を検討する委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めるも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することをもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。また、委員会はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。 (四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。			
	(9) 虐待防止措置未実施減算 共通 指定通所基準第45条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注5の2 第3の1注6の2
<留意事項通知 第二の1(10)> 虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について 当該減算については、次の（一）から（三）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長等に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長等に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算する。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。 (一) 虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること（虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。）をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。また、委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。 (二) 虐待の防止のための研修を定期的実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。 (三) 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費 (続き)	(10) 業務継続計画未策定減算 共通 指定通所基準第38条の2第1項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注6 第3の1注6の3
	<留意事項通知 第二の1(12)> 業務継続計画の策定等の取組が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について ○ 算定される単位数 児童発達支援、放課後等デイサービス、については、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ○ 当該減算については、指定通所基準等の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。		
	(11) 情報公表未報告減算 共通 法第33条の18第1項の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注6の2 第3の1注6の4
	<留意事項通知 第二の1(11)> 情報公表対象サービス等情報に係る報告が適切に行われていない場合の所定単位数の算定について ○ 算定される単位数 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。 ○ 当該減算については、児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表対象支援情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。		

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費 (続き)	(12) 中核機能強化加算 <u>児発（センター型に限る）</u> 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所がサービスを行った場合にあっては、中核機能強化加算として、当該基準に掲げる区分に従い、利用定員に応じ、1日につき単位数を所定単位数に加算していますか。 ※例えば、中核機能強化加算（Ⅰ）を算定しているときは、当該加算（Ⅱ）及び（Ⅲ）は、算定できない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注7
【こども家庭庁長官が定める基準】 <<参照>>（平成24年厚生労働省告示第270号） イ 中核機能強化加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）次に掲げる基準に従い、指定児童発達支援が行われていること。 （一）児童発達支援センターの所在する市により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること。 （二）市と定期的に情報共有の機会を設けていること、地域における協議会に参画することその他の取組により、市及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。 （三）高度の専門的な知識及び経験に基づき、障害児の幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保していること。 （四）地域の障害児通所支援事業所と定期的に情報共有の機会を設けること、障害児の状況及びその置かれている環境に応じた適切かつ効果的な支援等に関する研修会を開催することその他の取組により、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携体制を確保していること。 （五）保育所等訪問支援の指定を併せて受けた上で保育所等訪問支援を行うこと、地域の保育所、学校その他の障害児が日常的に通う施設に対して障害児の特性を踏まえた関わり方等に関する助言援助等の支援を行うことを通じて地域の保育所等への移行を推進することその他の取組により、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進体制を確保していること。 （六）障害児相談支援事業者の指定を併せて受けた上で障害児相談支援を行うこと、地域の多様な障害児及び家族に対し早期の相談支援を提供することその他の取組により、発達支援に関する入口としての相談機能を果たす体制を確保していること。 （七）地域の障害児に対する支援体制の蒸況及び（二）から（六）までに規定する体制の確保に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること。 （八）おおむね1年に1回以上、指定通所基準第26条第6項各号に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者及び通所給付決定保護者以外の者による評価を受けていること。 （九）当該指定児童発達支援事業所の従業者に対する年間の研修計画を策定し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施していること。 （2）児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主として障害児及びその家族等に対する包括的な支援の推進並びに地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携その他の地域支援を行う者として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員として配置された日以後、障害児通所支援、障害児入所支援又は障害児相談支援の業務に従事した期間が通算して5年以上の者を常勤かつ専任で1以上配置していること。 （3）児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主として高度の専門的な知識及び経験に基づき障害児及びその家族等に対する専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で1以上配置していること。 （4）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員並びに3年以上障害児通所支援又は障害児入所支援の業務に従事した経験を有する保育士及び児童指導員を配置し、これらの者が連携して指定障害児通所支援が行われていること。 ロ 中核機能強化加算（Ⅱ） イの（1）の（一）から（九）までのいずれにも適合し、かつ、イの（2）及び（3）に適合すること。 ハ 中核機能強化加算（Ⅲ） イの（1）の（一）から（九）までのいずれにも適合し、かつ、イの（2）又は（3）に適合すること。			
<留意事項通知 第二の2(1)②> 中核機能強化加算の取扱い 中核機能強化加算については、障害児とその家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所、保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、障害児とその家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。【※以下の詳細は、留意事項通知を参照】			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費 (続き)	(13) 中核機能強化事業所加算 共通 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するとして市長に届け出た事業所がサービスを行った場合にあっては、中核機能強化事業所加算として、利用定員に応じ、1日につき単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注7の2 第3の1注6の5
	【こども家庭庁長官が定める基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第270号） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 次に掲げる基準に従い、サービスの提供が行われていること。 (1) 事業所の所在する市により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること。 (2) 市と定期的に情報共有の機会を設けること、地域における協議会に参画することその他の取組により、市及び地域の関係機関との日常的な連携体制を確保していること。 (3) 高度の専門的な知識及び経験に基づく専門的な発達支援及び家族支援を提供する体制を確保するとともに、当該体制を基盤として、地域の障害児通所支援事業所との日常的な連携、インクルージョンの推進、地域の多様な障害児及び家族に対する早期の相談支援その他の障害児に対する地域における中核的な役割を果たす機能を有すること。 (4) 地域の障害児に対する支援体制の状況並びに(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること。 (5) おおむね1年に1回以上、指定通所基準第26条第6項各号に掲げる事項について、事業所の従業者及び通所給付決定保護者以外の者による評価を受けていること ロ 障害児通所給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、主としてイの(2)及び(3)に規定する体制の確保等に関する取組を実施する者として、中核機能強化職員を常勤かつ専任で配置していること。		
	<留意事項通知 第二の2(1)③> 中核機能強化事業所加算の取扱い 中核機能強化事業所加算については、障害児とその家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所、保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、障害児とその家族に対する専門的な支援及び包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。【※以下の詳細は、留意事項通知を参照】		

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠					
60 障害児通所 給付費 (続き)	(14) 児童指導員等加配加算 共通 常時見守りが必要な障害児に対する支援や、障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者若しくはこども家庭庁長官が別に定める基準に適合する者（児童指導員等）又はその他の従業者を1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、児童指導員等加配加算として、利用定員に応じ、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注8 第3の1注7					
	☐ (1) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等であって専ら指定児童発達支援に従事するものを常勤で配置する場合 ☐ (2) 専ら指定児童発達支援に従事する児童指導員等を常勤で配置する場合（(1)に掲げる場合を除く） ☐ (3) 5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員等を配置する場合（(1)及び(2)に掲げる場合を除く） ☐ (4) 児童指導員等を配置する場合（(1)から(3)までに掲げる場合を除く） ☐ (5) その他の従業者を配置する場合							
	【こども家庭庁長官が定める基準の児童指導員等】 ・児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者 心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者							
	<留意事項通知 第二の2(1)④> 給付費の算定に必要な従業者の員数に加え1名以上を、 ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの(1)及び(2)、ロの(1)及び(2)並びにハの(1)及び(2)においては常勤専従により ・ 通所報酬告示第1の1の注8のイの(3)及び(4)、ロの(3)及び(4)並びにハの(3)及び(4。)においては常勤換算により配置していること。							
	▼直近月の実績を記入してください。 (令和 年 月実績) <table border="1"> <tr> <td>必要な員数</td> <td>定員超過している日については障害児の数に対応する従業者の員数を加えること</td> <td>(常勤換算) 人</td> </tr> </table> 【例】常勤時間8時間/日の事業所で利用定員10人、開所日数が20日の事業所で、5日間定員超過（11～15人）、がある場合 $\rightarrow ((2人 \times 8H \times 20日) + (1人 \times 8H \times 5日) + (1人 \times 8H \times 20日)) \div (1人 \times 8H \times 20日) = 3.25$ <table border="1"> <tr> <td>従業者の総数</td> <td>(常勤換算) 人</td> </tr> </table>	必要な員数	定員超過している日については障害児の数に対応する従業者の員数を加えること	(常勤換算) 人	従業者の総数	(常勤換算) 人		
必要な員数	定員超過している日については障害児の数に対応する従業者の員数を加えること	(常勤換算) 人						
従業者の総数	(常勤換算) 人							

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費 (続き)	(15) -1 専門的支援体制加算 <u>児発</u> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員による支援が必要な障害児に対する支援及びその障害児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を常勤換算により1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員にに応じ、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表第1の1注9
【児童発達支援センター】 ☐利用定員が30人以下の場合 ☐利用定員が31人以上40人以下の場合 ☐利用定員が41人以上50人以下の場合 ☐利用定員が51人以上60人以下の場合 ☐利用定員が61人以上70人以下の場合 ☐利用定員が71人以上80人以下の場合 ☐利用定員が81人以上の場合 【児童発達支援事業所】 ☐利用定員が10人以下の場合 ☐利用定員が11人以上20人以下の場合 ☐利用定員が21人以上の場合			
<留意事項通知 第二の2(1)④の2 ○ 通所報酬告示第1の1の注9の専門的支援体制加算は、指定児童発達支援事業所において、理学療法士等による支援が必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合には、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 （一） 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。 なお、通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算と異なり、本加算では、 ・保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点 ・当該経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点に留意されたい。 （二） 多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。 （三） 本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費 (続き)	(15)-2 専門的支援体制加算 <u>放テ</u> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）又は別にこども家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員による支援が必要な就学児に対する支援及びその就学児の家族等に対して障害児への関わり方に関する助言を行う等の専門的な支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数（児童指導員等加配加算を算定している場合は当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を常勤換算により1以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、専門的支援体制加算として、利用定員に応じ、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(3)③> ○ 通所報酬告示第3の1の注8の専門的支援体制加算については、2の(1)の④の2を準用する。 <留意事項通知 第二の2(1)④の2 ○ 通所報酬告示第1の1の注9の専門的支援体制加算は、指定児童発達支援事業所において、理学療法士等による支援が必要な障害児への支援や、障害児の家族等に対して障害児との関わり方に関する助言等の専門的な支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数（児童指導員等加配加算を算定している場合においては、当該加算の算定に必要となる従業者の員数を含む。）に加え、理学療法士等を1以上配置（常勤換算による配置）し、指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。 なお、通所報酬告示第1の1の注8の児童指導員等加配加算と異なり、本加算では、 ・保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点 ・当該経験には、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育に従事した経験は含まれない点に留意されたい。 (二) 多機能型事業所によって行われる指定児童発達支援と指定放課後等デイサービスの場合において、例えば、当該指定児童発達支援の保育士と当該指定放課後等デイサービスの保育士とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤換算要件を満たすこととなる。 (三) 本加算は、通所支援計画を作成していない場合、当該作成していない障害児については算定できないこととする。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第3の1注8

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
60 障害児通所 給付費 (続き)	(16) 看護職員加配加算 共通 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして、市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。ただし、次のいずれかの加算を算定しているときは、次に掲げるその他の加算は算定しない。		告示別表 第1の1注10 第3の1注9
	☐ 看護職員加配加算（Ⅰ） 【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第269号・3イ） ○ 次の(1)及び(2)に該当すること (1) 主として重症心身障害児を通わせる事業所であって、給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算で1以上配置し、かつ、別表第1の1の表（スコア表）の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が40点以上であること。 (2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。医療的ケアが必要な障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 ＜留意事項通知 第二の2(1)④の3＞ ○公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
	☐ 看護職員加配加算（Ⅱ） 【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第269号・3ロ） ○ 次の(1)及び(2)に該当すること (1) 主として重症心身障害児を通わせる事業所であって、給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、看護職員を常勤換算で2以上配置し、かつ、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である重症心身障害児のそれぞれのスコアを合算した点数が72点以上であること。 (2) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対してサービスを提供することができる旨を公表していること。 ＜留意事項通知 第二の2(1)④の3＞ ○看護職員加配加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については、いずれか1つを算定するものであること。 ○医療的ケアスコアの合計の点数の算出方法 事業所を利用する医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアに当該医療的ケア児の当該年度の前年度の延べ利用日数を乗じ、当該数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする（小数点第2位以下を切り上げ）	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
61 家族支援加算 共通	(1) 児童発達支援、放課後等デイサービス事業所において置くべき従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児及びその家族等（障害児のきょうだいも含む）に対する相談援助を行った場合に、1日につき1回及び1月につき4回を限度として、下記に掲げる場合に並び、それぞれに掲げる所定単位数を加算していますか。 ☐ 家族支援加算（Ⅰ） ☐ 家族支援加算（Ⅱ） ※多機能事業所において、同一の障害児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の2 第3の2

<留意事項通知 第二の2(1)⑤>

家族等に対して、個別又はグループにより、相談援助等を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。

(一) 家族支援加算（Ⅰ）（個別の相談援助）

ア 通所報酬告示第1の1の2のイについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、個別支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、（1）障害児の家族等の居宅を訪問し、（2）事業所において対面により、（3）テレビ電話装置等を活用して、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に、（1）から（3）全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。

なお、サービス提供に係る本加算の算定に当たっては、（1）から（3）のいずれについても、サービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。ただし、（1）について、家族等の状況を勘案して短時間でも相談援助を行う必要がある場合又は家族側の事情により30分未満となる場合はこの限りではないこと。

ウ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。ただし、相談者の通信環境等により、やむを得ない場合には表情等の確認が難しい機器（例えば電話等）を使用することでも差し支えない。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

エ 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能であるが、相談援助の内容に応じて、障害児の状態等の確認が必要な場合には同席の下で行うなど、相談の対象や内容に応じて、効果的な相談援助となるよう努めること。また、相談援助を行うに当たっては、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分に配慮すること。

オ 事業所以外の場において対面で個別に相談援助を行った場合は通所報酬告示第1の1の2のイ（2）を算定すること。なお、保育所又は学校等（以下「保育所等」という。）といった当該障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的であると認められる場合については、当該保育所等及び通所給付決定保護者の同意を得た上で、当該保育所等を訪問し、障害児及びその家族等に対する相談援助等の支援を行った場合についても本加算を算定して差し支えない。この場合、当該支援を行う際には、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ること。また、本加算は個別支援計画に位置付けた上で計画的に相談援助を行った場合に算定するものであり、突発的に生じる相談援助（例えば、家族等からの電話に対応する場合）は対象とならないことに留意すること。

カ 相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。

(二) 家族支援加算（Ⅱ）（グループの相談援助）

ア 通所報酬告示第1の1の2のロについては、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て個別支援計画に位置付けた上で、計画的に、従業者が、（1）事業所において対面により、（2）テレビ電話装置等を活用して、障害児及びその家族等に対して、障害児の子育てや障害児との生活等に関する必要な相談援助を行った場合に（1）及び（2）全体として1日につき1回および1月につき4回を限度として、算定するものであること。なお、サービス提供に係る本加算の算定に当たっては、（1）及び（2）のいずれについても、サービスを提供した日以外の日に相談援助を行った場合においても算定できること。また、当該障害児にサービスを提供しない月においては算定することはできないこと。

イ 相談援助を行う対象者は、2人から8人までを1組として行うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は、1として数えるものとする。

ウ グループの相談援助は、ペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組の実施によることが想定される。このため、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に関する一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい。

エ 相談援助が30分に満たない場合は算定されないこと。

オ テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して相談援助を行った場合の算定に当たっては、使用する機器等については特に定めはないが、原則、障害児や家族の表情等、相談援助中の様子が把握できる状況で実施すること。なお、相談援助を行うに当たり、通信料等の負担が著しく発生する等、障害児やその家族等に不利益が生じないよう、事前に家族等の通信環境について確認する等十分に配慮すること。

カ 家族支援加算（Ⅰ）の工及び力を準用する。

(三) 家族支援加算（Ⅰ）と（Ⅱ）は同一の日に実施した場合であっても、それぞれ算定できること。

(四) 指定児童発達支援と指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を一体的に行う多機能型事業所であって、指定児童発達支援事業所を利用している障害児にあっては、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援又は指定保育所等訪問支援を利用して本加算を算定する場合には、同一の障害児に係る家族等への相談援助について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計回数は月4回を限度とする。

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
62 子育てサポート加算 共通	あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、サービスとあわせて障害児の家族等に対して、事業所の従業員がサービスを行う場면을観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助その他の支援を行った場合に、1月につき4回を限度として所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(1)⑥> 子育てサポート加算の取扱い 子育てサポート加算については、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族等に対して、障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供し、障害児の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関する相談援助等の支援を行った場合に、月4回に限り、算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、従業員が個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること。 (二) サービスを提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていること。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越しやモニターによる視聴により、支援場면을観察しながら、障害児に支援を提供する従業員とは異なる従業員が相談援助等を行っても差し支えないものとする。 (三) それぞれの障害児及び家族等の状態に応じて、当該障害児及び家族等と、支援を行う従業員とが、協働して取り組んでいくことが重要であることから、支援場面の観察や当該場面に参加する等の機会を提供する際に、支援を行う従業員による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、家族等へ障害児に対して行った支援内容を報告するのみではなく、それぞれの障害児及び家族等ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族等にあわせて丁寧に支援を行うこと。 (四) 複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、それぞれの障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。この場合において、従業員1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とすること。 (五) 支援場面に参加する等の機会の提供及び家族等への相談援助を行った場合には、障害児及び家族等ごとに当該機会の提供及び相談援助を行った日時及びその内容の要点に関する記録を作成すること。 (六) 子育てサポート加算と家族支援加算を同日に算定することは可能であるが、子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助については、家族支援加算は算定できないものとする。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の2の2 第3の2の2

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
63 食事提供加算 児発（セキ型に限る）	児童発達支援センターにおいて通所給付決定に係る障害児に対し食事を提供した場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和9年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算していますか。 ☐ 食事提供加算（Ⅰ） 栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合 ☐ 食事提供加算（Ⅱ） 管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表第1の3
<留意事項通知 第二の2(1)⑦> 食事提供加算については、低所得者・中所得者世帯の障害児に対して、令和9年3月31日までの間、障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 (一) 食事提供加算（Ⅰ）の算定については、以下のいずれも満たすこと。 ア 児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること。 原則として当該施設が自ら調理し、提供することとするが、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。ただし、当該調理委託が行えるのは施設内の調理室を使用して調理させる場合に限り、施設外で調理し、搬入する方法は認められないものであること。また、出前の方法や市販の弁当を購入して、障害児に提供するような方法も認められない。 イ 栄養士が食事の提供に係る献立を確認するとともに、障害児が健全に発育できるよう、障害児ごとに配慮すべき事項に応じて適切かつ効果的な食事提供の支援及び助言を行うこと。次のウからキまでの取組についても、当該栄養士による指導及び助言の下で行うこと。この場合において、栄養士は従業者である他、同一法人内に勤務する栄養士の活用、保健所や栄養ケアステーション等の外部機関の栄養士との連携、食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している場合には、委託先の栄養士による指導・助言の下で行うこととしても差し支えないこと。 ウ 障害児の障害特性、年齢、発達の程度、食事の摂取状況その他の障害児ごとに配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと。 エ 提供した食事について、障害児ごとの摂取状況を把握し、記録を行うこと。 オ 定期的に障害児の身体の成長状況（身長・体重等）を把握し、記録を行うこと。 カ 食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること。例えば、行事食の提供や調理実習等を年間の予定に組み込み、定期的に行うことができる。実施することが考えられる。 キ 家族等からの食事や栄養に関する相談等について対応すること。相談等の対応を行った場合は、当該対応を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行うこと。 (二) 食事提供加算（Ⅱ）の算定については、以下のいずれも満たすこと。 ア (一) のアからキまでに規定を準用する。この場合において、(一) のイの「栄養士」を「管理栄養士」と読み替えて適用すること。 イ 年に1回以上、障害児の家族等に対して、食事や栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行うこと。 (三) 栄養士又は管理栄養士による献立の確認や助言・指導については、事業所に栄養士が配置されている場合であっても、外部機関等との連携により、管理栄養士等と連携を図りながら取組等を行った場合には、食事提供加算（Ⅱ）の算定ができるものとする。 (四) 1日に複数回食事の提供をした場合の取扱いについては、当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、特定費用としての食材料費については、複数食分を通所給付決定保護者から徴収して差し支えないものである。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 4 利用者負担 上限額管理 加算 共通	保護者から依頼を受け、指定基準第 24 条の規定により、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の 2(1)⑧> ○ 「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所が保護者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。 ○ 負担額が負担上限額を実際を超えているか否かは算定の条件としない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 1 の 4 第 3 の 3

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 5 福祉専門 職員配置等 加算 共通	指定基準の規定により置くべき児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、一定の条件に該当するものとして市長に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(1)⑨> ○「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。 ☐ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ） 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるもの ☐ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ） 児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるもの ☐ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ） 次のいずれかに該当するもの (1) 児童指導員又は保育士として配置されている従業者の総数（常勤換算方法により算出された従業員数という。）のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上 (2) 児童指導員又は保育士として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の5 第3の4
6 6 栄養士配置 加算 児発（セケ型に限る）	管理栄養士又は栄養士を配置し一定の条件に該当するものとして市長に届け出た事業所において、利用定員に応じ1日につき所定単位数を加算していますか。 ☐ 栄養士配置加算（Ⅰ） 次のいずれにも該当するもの (1) 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること ☐ 栄養士配置加算（Ⅱ） 次のいずれにも該当するもの (1) 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること (2) 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること <留意事項通知 第二の2(1)⑩> ○ 栄養士配置加算（Ⅰ）の算定に当たっては常勤の管理栄養士又は栄養士を、栄養士配置加算（Ⅱ）の算定にあたっては非常勤の管理栄養士又は栄養士が配置されていることが必要である。なお、調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は、この加算を算定できない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の6

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
67 欠席時 対応加算 共通	(1) 欠席時対応加算 サービスを利用する障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合において、従業者が、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、<u>当該障害児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に</u>、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定していますか。 ※ 主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、1月の利用者数が定員の80%に満たない場合は、1月に8回を限度として算定可。 <留意事項通知 第二の2(1)⑪> ○ 急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とする。 ○ 「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、<u>当該相談援助の内容を記録することであり</u>、直接の面会や自宅への訪問等を要しない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の7 第3の5

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
68 専門的支援 実施加算 児発 放テ	理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等を1以上配置するものとして、市長に届け出た事業所において、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行った場合に、個別支援計画に位置付けられたサービスの日数に応じ1月につき4回又は6回を限度として、1回につき所定単位数を加算していますか。 【こども家庭庁が定める基準】《参照》（平成24年厚生労働省告示第270号・1の6） ○ 加算対象児に係る個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、その有する専門性に基づく評価及び計画に則った支援であって心身の健康等に関する領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（専門的支援実施計画）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。 ○ 専門的支援実施計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて当該専門的支援実施計画の見直しを行うこと。 ○ 専門的支援実施計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る保護者及び加算対象児に対し、当該専門的支援実施計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。 ○ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の8 第3の6
<留意事項通知 第二の2(1)⑫> ○ 専門的支援実施加算の取扱い 専門的支援実施加算については、理学療法士等による支援が必要な障害児に対する専門的な支援の強化を図るために、理学療法士等による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 理学療法士等を1以上配置し、当該理学療法士等が障害児ごとの通所支援計画を踏まえて、その有する専門性に基づく評価及び当該通所支援計画に則った支援であって5領域のうち特定又は複数の領域に重点を置いた支援を行うための計画（以下「専門的支援実施計画」という。）を作成し、当該専門的支援実施計画に基づき、適切に支援を行うこと。理学療法士等とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（保育士として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、児童指導員（児童指導員として5年以上児童福祉事業に従事したものに限る。）、心理担当職員、視覚障害児支援担当職員をいう。保育士及び児童指導員の経験年数については、保育士又は児童指導員としての資格取得又は任用からの児童福祉事業に従事した経験が必要となる点に留意すること。また、その配置は、単なる配置で差し支えないものであり、指定通所基準の規定により配置すべき従業者や児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算で加配している人員によることも可能であること。 (二) 専門的支援実施計画の実施状況の把握を行うとともに、加算対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。 (三) 理学療法士等が、当該障害児に対し専門的支援を実施した場合には、加算対象児ごとに当該支援を行った日時及び支援内容の要点に関する記録を作成すること。 (四) その他以下の点に留意すること。 ア 専門的支援については、個別での実施を基本としつつ、個々のニーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団（5名程度まで）による実施又は指定通所基準の規定により配置するべき従業者を配置して小集団の組み合わせによる実施も可能とする。この場合、小集団ごとに指定通所基準の規定による人員基準を満たす必要はない。 イ 専門的支援の提供時間は同日における当該障害児に対する支援時間の全てとする必要はないが、少なくとも30分以上を確保すること。 ウ 専門的支援実施加算の1月の算定限度回数は、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて、以下のとおりとすること。 ・ 障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回 ・ 障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回 エ 専門的支援実施計画の作成及び見直しに当たっては、対象児及び保護者に対し説明するとともに、同意を得ること。			
<留意事項通知 第二の2(3)⑪> 通所報酬告示第3の6の専門的支援実施加算については、留意事項通知第2の(1)の⑫を準用する。なお、2の(1)の⑫の(四)のウに規定する専門的実施加算の月の算定限度回数については、以下のとおりとすること。 ・ 障害児の月利用日数が6日未満の場合 限度回数2回 ・ 障害児の月利用日数が12日未満の場合 限度回数4回 ・ 障害児の月利用日数が12日以上の場合 限度回数6回			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
6 9 個別サポート加算 <u>共通</u>	(1) 個別サポート加算 (I) <u>児発</u> 事業所において、重症心身障害児、身体に重度の障害がある児童、重度の知的障害がある児童又は精神に重度の障害がある児童に対し、サービスを行った場合に、サービスを受けた障害児 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の 2(1)⑫の 6> 通所報酬告示第 1 の 9 のイの個別サポート加算 (I) については、著しく重度の障害児への支援を充実させる観点から、当該障害児に対して指定児童発達支援を行った場合に算定するものであり、対象となる児童を以下のとおりとする。なお、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合として基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない。 (一) 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児 (重症心身障害児) (二) 身体に重度の障害がある児童 (1 級又は 2 級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児) (三) 重度の知的障害がある児童 (療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児) (四) 精神に重度の障害がある児童 (1 級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児)	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 1 の 9
	(1) - 2 個別サポート加算 (I) (1) <u>放テ</u> 【行動上の課題を有する就学児の場合】 放課後等デイサービス事業所において、行動上の課題を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準 (下記留意事項通知 第二の 2(3)⑫の 5、(一) 参照) に適合する心身の状態にある就学児に対し、サービスを行った場合に、サービス等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算していますか。 (1) - 3 個別サポート加算 (I) (2) <u>放テ</u> 【著しく重度の障害を有する就学児の場合】 著しく重度の障害を有する就学児として別にこども家庭庁長官が定める基準 (下記留意事項通知 第二の 2(3)⑫の 5、(二) 参照) に適合する心身の状態にある就学児に対し、放課後等デイサービス事業所等において、サービス等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	第 3 の 7
	<留意事項通知 第二の 2(3)⑫の 5> 個別サポート加算 (I) の取扱い ○ 通所報酬告示第 3 の 7 のイの個別サポート加算 (I) については、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児への支援を充実させる観点から、就学児サポート調査表 (270 号告示の 8 の 4 の表並びに食事、排せつ、入浴及び移動の項目をいう。) のうち、以下の (一) 又は (二) に該当すると市町村が認めた障害児について評価を行うものであること。 (一) 通所報酬告示第 3 の 7 のイの (1) を算定する場合 就学児サポート調査表の各項目について、その項目が見られる頻度等をそれぞれ 0 点の欄から 2 点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が 13 点以上であること。なお、通所報酬告示第 3 の 7 のイの (1) を算定する場合において、強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修) の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を配置 (常勤換算に限らない単なる配置で可) し、当該研修修了者が本加算の対象児に指定放課後等デイサービスを行った場合、90 単位に加え 1 日につき 30 単位を所定単位数に加算すること。 (二) 通所報酬告示第 3 の 7 のイの (2) を算定する場合 食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とすること (三) 主として重症心身障害児を通わせる事業所において支援を受ける重症心身障害児については加算しない。		

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
69 個別サポート加算 (続き) 共通	(2) 個別サポート加算(Ⅱ) 児発 放デ 要保護児童又は要支援児童であって、その保護者の同意を得て、児童相談所、こども家庭センターその他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、サービスを行う必要があるものに対し、事業所においてサービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の9 第3の7
<留意事項通知 第二の2(1)⑫の7> 要保護児童又は要支援児童を受け入れた場合において、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師と連携してサービスを行う場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。ただし、これらの支援の必要性について、保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること。 (一) 児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師（連携先機関等）と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。 (二) 連携先機関等との共有は、6月に1回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関等が作成した文書又は事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。 (三) 連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置付け、保護者の同意を得ること。 (四) 市から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。 (五) 当該加算を算定するために必要な児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携については、当該加算で評価しているため、関係機関連携加算(Ⅲ)は算定しない。その他の観点により、医療機関との連携を行った場合には、この限りではない。			
個別サポート加算(Ⅱ)の取り扱いについて（令和3年3月31日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡） ○ あくまで事業所に現に生じている費用を報酬上手当てしようとするものであり、事業所に従来以上の新たな役割を担うことを推進する目的で創設したものである。 ○ 支援の内容は児童・家庭により様々な内容になるため一律の要件は設けませんが、加算の趣旨を踏まえた手厚い支援の内容について個別支援計画に記載する。 ○ 連携先機関等は全ての関係機関と連携することを求めるものではないがいずれかの機関と連携すること。 ○ 医師との連携に当たっては保護者等への支援の必要性について文書で把握しておくこと。費用は事業所負担。患者の同意が必要。 ○ 連携先機関と連携した支援の必要性を共有できない場合、加算算定対象の要支援児童等には該当しない。 ○ 個別支援計画に位置づけ保護者の同意を得る際、保護者の心情に十分留意すること。 ○ 計画には養育環境等も含めた課題や課題に対する支援内容を記載すること。 ○ 加算は連携先機関等と連携して支援を行う必要がある間は算定できる。個別支援計画の見直しの際に、連携先機関等と連携して支援する必要性についても見直しを行うこと。また、見直し後も支援を必要とする場合保護者の同意を得ること。			
	(3) 個別サポート加算(Ⅲ)【新設】 放デ 放課後等デイサービス事業所において、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、不登校の就学児に対して、学校及び家族等と連携してサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第3の7
<留意事項通知 第二の2(3)⑫の7> 個別サポート加算(Ⅲ)の取扱い 個別サポート加算(Ⅲ)については、不登校の状態にある障害児に対して、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら、指定放課後等デイサービスを行う場合に評価を行うものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 本加算の対象となる不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く。）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要であると判断された児童とする。 (二) 学校と日常的な連携を図り、障害児に対する支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、通所支援計画に位置付けて支援を行うこと。通所支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと。 (三) 学校との情報共有を、月に1回以上行うこと。その実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成し、学校に共有すること。情報共有は対面又はオンラインにより行うこと。 (四) 家族への相談援助を月に1回以上行うこと。相談援助は、居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも問わないが、個別での相談援助を行うこと。また、相談援助を行う場合には、障害児や家族の意向及び居宅での過ごし方の把握、放課後等デイサービスにおける支援の実施状況等の共有を行い、実施日時、内容に関する要点をまとめた記録を作成すること。 (五) (三)の学校との情報共有においては、障害児の不登校の状態について確認を行うこととし、障害児や家族等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の要否について検討を行うこと。その結果、本加算の算定を終結する場合であっても、その後の支援においては、学校との連携に努めること。 (六) 市町村（教育関係部局、障害児関係部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。 (七) (三)の学校との連携及び(四)の家族等への相談援助については、関係機関連携加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)、家族支援加算(Ⅰ)は算定できない。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
70 入浴支援加算 共通	別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児又は重症心身障害児に対して、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する入浴に係る支援を行った場合に、1月につき8回を限度として、所定単位数を加算していますか。 【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第269号） 次のイからハのいずれにも該当すること。 イ 入浴支援加算の対象となる障害児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な施設を備えた上で、これらの設備につき衛生的な管理を行っていること。 ロ 障害児の障害の特性、身体の状態等も十分に踏まえて安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。 ハ 入浴に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること。 【子ども家庭庁長官が定める基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第270号） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 事業所の従業者が、事前に入浴支援加算の対象となる障害児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴に係る支援を実施するに当たって必要な情報を把握し、これらの情報を踏まえ、個別支援計画に位置付けた上で入浴に係る支援を行うこと。 ロ 加算対象児の安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、加算対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で入浴に係る支援を行うこと。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の9の2 第3の7の2
<留意事項通知 第二の2(1)⑫の8> 入浴支援加算の取扱い こどもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して、発達支援とあわせて、入浴支援を行った場合に、月に8回を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 対象児を安全に入浴させるために必要となる浴室及び浴槽並びに衛生上必要な設備を備えた上で、これらの設備について衛生的な管理を行っていること。浴室及び浴槽は対象児の状態等に応じて入浴させるに適した構造や面積等を有していること。 (二) 障害児の障害の特性、身体の状態等も十分に踏まえた安全に入浴させるための必要な体制を確保すること。具体的には(三)の安全計画を踏まえながら以下の取組を行うこと。 ① (四)で把握した情報等を踏まえ、個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制、手順などについてあらかじめ書面で整理するとともに、入浴支援を行う従業者に周知すること。 ② 入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に、安全装置を含め、安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと。 ③ 入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること。 (三) 指定通所基準第40条の2に定める安全計画において、入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について定め、従業者に対して周知徹底を図るとともに、当該計画に基づく取組を実施すること。 (四) 入浴支援の実施に当たっては、対象児の障害の特性、家庭における入浴の状況その他の入浴支援を実施するにあたっての必要情報を把握し、これらの情報を踏まえて個別に配慮すべき事項や体制について通所支援計画に位置付けた上で実施すること。情報の把握に当たっては、必要に応じてかかりつけ医や、居宅介護による入浴支援、訪問入浴サービス等、既に利用している入浴関係のサービス等がある場合には、当該サービス等を提供している事業者等の関係者にも聴き取りを行ない、情報収集を行うことが望ましいこと。なお、入浴中に職員の見守りがなくなる時間が生じないようにすること。 (五) 入浴支援は、(二)で整理した個々の入浴方法等や通所支援計画に基づき、安全確保のために必要な体制を確保した上で、対象児の障害の特性や発達段階に応じた適切な方法で行うこと。 (六) 対象児の年齢等を考慮しながら、本人や家族の意に反する異性介助が行われないようにすること。また、プライベートゾーンや羞恥心に配慮した支援を行うこと。 (七) 浴槽を使用した部分浴は算定できるものとするが、清拭は算定しない。また、シャワー浴については、洗身を行う場合は認められるが、単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定できない。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
7 1 通所自立支援加算 放テ	事業所の従業者が就学児に対して、自立して事業所に通うことができるよう、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する通所に係る支援を行った場合、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、片道につき所定単位数を加算していますか。ただし、重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している就学児については、算定しない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第3の7の4
【子ども家庭庁長官が定める基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第270号） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 通所自立支援加算の対象となる障害児が公共交通機関等の利用又は徒歩により当該指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所に通う際に、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所の従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の支援を行うこと。 ロ 通所に係る支援の提供に当たって個別に配慮すべき事項その他の通所に係る支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けるとともに、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保した上で通所に係る支援を行うこと。 ハ 通所に係る支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付けていること。 ニ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。			
<留意事項通知 第二の2(3)⑫の10> 通所自立支援加算の取扱い 通所自立支援加算については、学校・居宅等と事業所間の移動について、障害児が自立して通所が可能となるよう職員が付き添って計画的に通所自立支援を行った場合に、算定開始より90日間を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 (一) 本加算の対象となる障害児は、公共交通機関の利用経験が乏しいことや、単独で移動する経験が乏しいことなどにより、単独での通所に不安がある場合など、通所自立支援によって自立した通所につながっていくことが期待される障害児とする。また、安全な通所を確保する観点から、十分なアセスメントを行い、その状態や特性を踏まえて支援の実施を判断すること。特に、医療的ケアを要する障害児については、こどもの医療濃度や移動経路の状況、移動に要する時間等も適切に考慮すること。なお、重症心身障害児は本加算の対象とならない。 (二) 加算対象児が公共交通機関等の利用又は徒歩により通所する際に、従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等を習得するための助言援助等の通所自立支援を行うこと。支援は、あらかじめ障害児及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置づけて行うものであること。通所自立支援にあたっては、移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等の習得について必要な助言・援助を行うことが想定される。この際、学校や公共交通機関等と連携を図るとともに、地域への障害児に対する理解の促進にもつながるよう努めること。なお、同行する従業者の交通費等については事業所の負担とし、利用者に負担させることは認められないこと。 (三) 通所自立支援の実施に当たっては、加算対象児の安全な通所のために必要な体制を確保すること。障害児1人に対して、従業者1人が個別的に支援を行うことを基本とするが、障害児の状態に応じて、安全かつ円滑な支援が確保される場合には、障害児2人に対して従業者1人により支援を行うことも可能とする。医療的ケアを要する障害児に支援を行う場合には、看護職員等、必要な医療的ケアを行える職員が同行をすること。 (四) 通所自立支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、その内容について職員に周知を図るとともに、支援にあたる従業者に対して研修等を行うこと。 (五) 通所自立支援を実施した日時、支援の実施状況、障害児の様子、次回の取組で留意するポイント等について、記録を作成すること (六) 同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならないこと。 (七) 本加算は、支援開始より90日間を限度に算定するものとする。なお、進学や進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために通所自立支援が必要と判断される場合には、再度算定できるものとする。その際には、環境変化を踏まえた十分なアセスメントを行い、支援の必要性及び支援内容について丁寧に判断すること。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
72 自立サポート加算 放テ	事業所において、進路を選択する時期にある就学児に対して、高等学校等の卒業後に自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するサービスを行った場合において、1月につき2回を限度として、所定単位数を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表第3の7の3
【子ども家庭庁長官が定める基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第270号） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 自立サポート加算の対象となる障害児に係る個別支援計画を踏まえ、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するため計画（自立サポート計画）を作成すること。 ロ 自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。 ハ 自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて当該自立サポート計画の見直しを行うこと。 ニ 自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、当該自立サポート計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。 ホ 加算対象児が在学している高等学校等との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成及び見直し並びに支援の実施において必要な連携を図ること。 ヘ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること。			
<留意事項通知 第二の2(3)⑫の9> 自立サポート加算の取扱い 自立サポート加算については、進路を選択する時期にある就学児に対して、学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に、月に2回を限度に算定するものであり、以下のとおり取り扱うものとする。 (一) 対象となる進路を選択する時期にある障害児は、高校2年生及び3年生を基本とする。 (二) あらかじめ障害児及び給付決定保護者の同意を得た上で、加算対象児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための計画である自立サポート計画を作成すること。作成に当たっては、障害児及び給付決定保護者の学校卒業後の生活に向けた意向等及び学校における取組等を確認するとともに、個別支援計画及び学校で取り組まれている内容等を踏まえ、学校卒業後の生活を見据えて必要な支援について記載すること (三) 自立サポート計画に基づき、加算対象児の適性及び障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助又は必要となる知識技能の習得支援を実施するなど加算対象児が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。具体的には、以下の支援を行うことが想定される。 ア 自己理解の促進に向けた相談援助 自らの適性や特性への理解や現在や将来の生活における課題などについて、客観的な評価を交えて相談援助を行い、自己理解を深め、進路の選択やその実現につなげていくこと。 イ 進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供 働くことの意義や職種・業種などに関する情報提供や、事業所での作業体験、企業等での職業体験を行うこと。取組に当たっては、地域の商工会や企業、障害者就業・生活支援センター等と連携して取り組むことが期待される。また、就労・進学等を経験している障害者による当事者としての経験に基づく相談援助・講話を行うなど、ピアの取組を進めることも期待される。 ウ 必要な知識・技能を習得するための支援 学校卒業後の生活や職場での基本的マナーや、卒業後の進路に必要な具体的な知識技能を習得するための支援を行うこと。なお、放課後等デイサービスにおいて基本とされる総合的な支援の提供を確保した上で、これらの支援を進めるよう留意すること。 (四) 自立サポート計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、加算対象児が希望する進路を選択する上での課題を把握し、必要に応じて自立サポート計画の見直しを行うこと。なお、個別支援計画のモニタリングや見直しを行う場合には、あわせて自立サポート計画の確認と見直しの検討を行うこと。 (五) 自立サポート計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者及び加算対象児に対し、自立サポート計画の作成又は見直しについて説明し、同意を得ること。 (六) 加算対象児が在学している学校との日常的な連携体制を確保し、加算対象児の進路に関する取組や今後の方向性について相互に情報共有するなど、日常的な連絡調整を行うこと。また、自立サポート計画の作成及び見直しにおいても連携を行うこと。なお、学校との連携における会議等の実施については、通所報酬告示第3の10の2の関係機関連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を可能とする。 (七) 本加算の算定にあたって行った取組については、実施した日時及び支援内容について記録を行うこと。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
73 強度行動 障害児支援 加算 共通	(1) 強度行動障害児支援加算 児発 強度の行動障害を有する障害児に対し、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準20点以上）に対して支援計画シートを作成し、市長に届け出た事業所において、支援計画シートに基づきサービス提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の8の2
<留意事項通知 第二の2(1)⑫の2> 強度行動障害児支援加算の取扱い ○ 通所報酬告示第1の8の2の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者（以下「実践研修修了者」という。）を配置し、強度の行動障害のある児童に対して、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援（以下この⑫の2において「指定児童発達支援等」という。）を支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。【※以下の詳細は、留意事項通知を参照】			
	(1) 強度行動障害児支援加算（Ⅰ） 放テ 強度の行動障害を有する障害児に対し、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準20点以上）に対して支援計画シートを作成し、市長に届け出た事業所において、支援計画シートに基づきサービス提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。 (2) 強度行動障害児支援加算（Ⅱ） 放テ 強度の行動障害を有する障害児に対し、強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する障害児（児基準30点以上）に対して支援計画シートを作成し、市長に届け出た事業所において、支援計画シートに基づきサービス提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、500単位を所定単位数に加算する。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第3の6の2
<留意事項通知 第二の2(3)⑫> 強度行動障害児支援加算の取扱い ○ 通所報酬告示第3の8の2の強度行動障害児支援加算については、障害児の行動障害の軽減を目的として、実践研修修了者や中核的支援人材養成研修の修了者（中核的人材研修修了者）を配置し、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス（以下「指定放課後等デイサービス等」という。）を、強度の行動障害のある児童に対して支援計画シート等に基づいて行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。【※以下の詳細は、留意事項通知を参照】			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
74 集中的支援 加算 共通	別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する障害児の状態が悪化した場合において、当該障害児への支援に関し高度な専門性を有すると市長が認めた者であって、地域において当該障害児に係る支援を行うもの（広域的支援人材（※））を事業所に訪問させ、又はテレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して、広域的支援人材が中心となって当該障害児に対し集中的に支援を行ったときに、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算していますか。 （※）強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県（政令市・児相設置市含む）が認めた者であって地域において支援を行うものをいう（都道府県において、中核的支援人材研修の講師や発達障害者支援地域マネージャー等から選定し、名簿を作成）	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の8の3 第3の6の3
【子ども家庭庁長官が定める基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第270号） 通所給付費等単位数表第1の8の3の注1の子ども家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童第1号の7の規定を準用する。			
<留意事項通知 第二の2(1)⑫の3> 集中的支援加算の取扱い ○ 通所報酬告示第1の8の3のイの集中的支援加算（Ⅰ）については、強度の行動障害を有する児童の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定児童発達支援事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該児童に対して集中的な支援（以下この⑫の3において「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。【※以下の詳細は、留意事項通知を参照】			
<留意事項通知 第二の2(3)⑫の3> 集中的支援加算の取扱い ○ 通所報酬告示第1の8の3のイの集中的支援加算（Ⅰ）については、2の（1）の⑫の3を準用する。			
75 人工内耳装 用児支援加 算 共通	（1）人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） 児発 別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た児童発達支援センター（聴力検査室を設置）において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している障害児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 （2）人工内耳装用児支援加算（Ⅱ） 児発 市長に届け出た児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を1以上配置し、人工内耳を装用している障害児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の8の4
	（1）人工内耳装用児支援加算 放デ 市長に届け出た放課後等デイサービス事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を1以上配置し、人工内耳を装用している障害児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第3の6の4

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
76 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算 共通	視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児（視覚障害児等）との意思疎通に関し専門性を有する者を1名以上配置しているものとして市長に届け出た事業所等において、視覚障害児等に対して、サービス等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 <留意事項通知 第二の2(1)⑫の5> 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の取扱い 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算については、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児への支援を促進する観点から、当該障害児との意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある障害児」とは、具体的には次のアからウまでのいずれかに該当する児童（以下「視覚障害児等」という。）であること。 ア 視覚に重度の障害を有する障害児 視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 イ 聴覚に重度の障害を有する障害児 聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 ウ 言語機能に重度の障害を有する障害児 言語機能に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児 (二) 当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて、視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者を配置し、当該人材がコミュニケーション支援を行いながら当該障害児に対して指定児童発達支援を行うこと。当該配置については、指定通所基準の規定により配置すべき従業者によることも可能である。また、常勤換算ではなく単なる配置によることも可能である。 (三) 「視覚障害児等との意思疎通に関し専門性を有する者」とは、具体的には障害の種別に応じて次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。 ア 視覚障害 点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者 イ 聴覚障害又は言語機能障害 日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者 ウ 障害のある当事者 障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の8の5 第3の6の5

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
77 医療連携 体制加算 共通	医療機関との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が、障害児の看護を行った場合や、認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 ※ 看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。 ☐ 医療連携体制加算（Ⅰ） 医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し1回の訪問につき8人を限度として加算 ※ 基本報酬において医療的ケア区分3～1及び、主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合のによる報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。 ☐ 医療連携体制加算（Ⅱ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、1回の訪問につき8人を限度として加算 ※ 基本報酬において医療的ケア区分3～1及び、主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合のによる報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。 ☐ 医療連携体制加算（Ⅲ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、1回の訪問につき8人を限度として加算 ※ 基本報酬において医療的ケア区分3～1及び、主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合のによる報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。 ☐ 医療連携体制加算（Ⅳ） 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、1回の訪問につき8人を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、加算 ※ 医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれか又は基本報酬において医療的ケア区分3～1や主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合のによる報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している事業所にあつては、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することを原則とする。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の10 第3の8

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
77 医療連携 体制加算 (続き) 共通	☐ 医療連携体制加算 (V) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員がスコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児に対して4時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し、1回の訪問につき8人を限度として、当該看護を受けた障害児の数に応じ、加算 ※ 医療連携体制加算(I)～(Ⅲ)のいずれか又は基本報酬において医療的ケア区分3～1や主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合のによる報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。この場合において、スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児が3人以上利用している事業所にあつては、医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定することを原則とする。 ☐ 医療連携体制加算 (VI) 医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し加算 ※ 基本報酬において医療的ケア区分3～1及び、主に重症心身障害児に対してサービスを提供する場合のによる報酬を算定している場合は当該加算を算定できない。 ☐ 医療連携体制加算 (VII) 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し加算 ※ 医療連携体制加算(I)～(V)及び基本報酬において医療的ケア区分3～1による報酬を算定している障害児については当該加算を算定できない。		
<留意事項通知 第二の2(1)⑬> ○ あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害児に対する看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこととする。この支援は事業所として行うものであるから当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、障害児ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該障害児主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、当該障害児の主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。 ○ 看護の提供においては、当該障害児の主治医の指示の受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該障害児の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。 ○ 看護職員の派遣については、同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で、医師の指示を受けて支援の提供を行うこと。 ○ 看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は事業所が負担するものとする。なお、医薬品等が医療保険の算定対象となる場合は、適正な診療報酬を請求すること。 ○ 医療連携体制加算(I)から(V)について、看護職員1人が看護することが可能な障害児数は、以下のとおり。 ア 医療連携体制加算(I)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で8人を限度。 イ 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(V)を算定する障害児全体で8人を限度。 ウ ア及びイの障害児数について、合算する必要はなく、それぞれについて8人を限度に算定可能であること。 ○ 医療連携体制加算(Ⅳ)及び(V)における看護の提供時間は、看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり、また、この訪問時間については、連続した時間である必要はなく、1日における訪問時間を合算したものであること。 ○ 医療連携体制加算(VII)については、医療的ケア基本報酬算定障害児につき、当該加算は算定できないものであるが、通所報酬告示第1の1のハを算定している障害児については算定可能となっている点に留意すること。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
78 送迎加算 <u>児発</u>	《児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外》<u>児発</u> (1)－1 事業所において、障害児に対して、居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数（54 単位）を加算していますか。 (1)－2 上記（1）－1 を算定している事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所であり、送迎した障害児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき 40 単位を所定単位数に加算していますか。ただし、下記（1）－3 に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定できない。	☐いる ☐いない ☐該当なし ☐いる ☐いない ☐該当なし	告示別表 第 1 の 11 イ
【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》「こども家庭庁長官が定める施設基準」（平成 24 年こども家庭庁告示第 269 号）次のイ又はロのいずれかに該当すること。 イ 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を 1 以上配置していること。 ロ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を 1 以上配置していること。			
	(1)－3 上記（1）－1 を算定している事業所が、別にこども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所であり、送迎した障害児が中重度医療的ケア児（医療的ケアスコア 16 点以上）の場合には、片道につき 80 単位を所定単位数に加算していますか。	☐いる ☐いない ☐該当なし	
【こども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》「こども家庭庁長官が定める施設基準」（平成 24 年こども家庭庁告示第 269 号）スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を 1 以上配置していること。			
＜留意事項通知 第二の 2(1)⑭(五)＞ 送迎については、事業所と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについて、この加算を算定して差し支えない。保護者同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。			
	(1)－4 同一敷地内の送迎 (1)－1 から (1)－3 までに規定する送迎加算の算定については、事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。	☐いる ☐いない ☐該当なし	告示別表 第 1 の 11 注 4

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
78 送迎加算 (続き) <u>児発</u>	《児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所》<u>児発</u> (2) - 1 (一) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 別に子ども家庭長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、<u>重症心身障害児又は医療的ケア児である障害者</u>に対して、居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数（40 単位）を加算していますか。ただし、下記（2） - 2 に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定できない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 1 の 11 口
【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》「子ども家庭庁長官が定める施設基準」（平成 24 年子ども家庭庁告示第 269 号） 次のイ又はロのいずれかに該当すること。 イ 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を 1 以上配置していること。 ロ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を 1 以上配置していること。			
	(2) - 2 (二) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16 点以上である中重度医療的ケア児の場合 別に子ども家庭長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、<u>中重度医療的ケア児である障害者</u>に対して、居宅等と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数（80 単位）を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》「子ども家庭庁長官が定める施設基準」（平成 24 年子ども家庭庁告示第 269 号） スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を 1 以上配置していること。			
<留意事項通知 第二の 2(1)⑭(五)> 送迎については、事業所と居宅までの送迎のほか、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについて、この加算を算定して差し支えない。保護者同意の上、特定の場所を定めておく必要がある。			
	(2) - 3 同一敷地内の送迎 (2) - 1 及び (2) - 2 に規定する送迎加算の算定については、事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 1 の 11 注 4

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
7 8 送迎加算 (続き) 放テ	《主として重症心身障害児を支援する事業所以外》 放テ (3) - 1 事業所において、就学児に対して、居宅等又は当該就学児が通学している学校等と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数 (54 単位) を加算していますか。 (3) - 2 上記 (3) - 1 を算定している事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所であり、送迎した就学児が重症心身障害児又は医療的ケア児の場合には、片道につき 40 単位を所定単位数に加算していますか。ただし、下記 (3) - 3 に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定できない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 3 の 9 イ
【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》「子ども家庭庁長官が定める施設基準」(平成 24 年子ども家庭庁告示第 269 号) 次のイ又はロのいずれかに該当すること。 イ 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員 (直接支援業務に従事する者に限る。) を 1 以上配置していること。 ロ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を 1 以上配置していること。			
	(3) - 3 上記 (3) - 1 を算定している事業所が、別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所であり、送迎した障害児が中重度医療的ケア児 (医療的ケアスコア 16 点以上) の場合には、片道につき 80 単位を所定単位数に加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》「子ども家庭庁長官が定める施設基準」(平成 24 年子ども家庭庁告示第 269 号) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を 1 以上配置していること。			
<留意事項通知 第二の 2(3)⑭> 放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮すること。			
	(3) - 4 同一敷地内の送迎 (3) - 1 から (3) - 3 までに規定する送迎加算の算定については、事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で就学児の送迎を行った場合には、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 3 の 9 注 4

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
7 8 送迎加算 (続き) <u>放テ</u>	《主として重症心身障害児を支援する事業所》 <u>放テ</u> (4) - 1 (一) 重症心身障害児又は医療的ケア児の場合 別に子ども家庭長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、<u>重症心身障害児又は医療的ケア児である就学児</u>に対して、居宅等又は当該就学児が通学している学校等と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数 (40 単位) を加算していますか。ただし、下記 (4) - 2 に規定する単位を所定単位数に加算しているときは、算定できない。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 3 の 9 ロ
【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》「子ども家庭庁長官が定める施設基準」(平成 24 年子ども家庭庁告示第 269 号) 次のイ又はロのいずれかに該当すること。 イ 重症心身障害児を送迎する際には、運転手に加え、指定通所基準の規定により置くべき職員 (直接支援業務に従事する者に限る。) を 1 以上配置していること。 ロ スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を 1 以上配置していること。			
	(4) - 2 (二) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態であって、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16 点以上である中重度医療的ケア児の場合 別に子ども家庭長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、<u>中重度医療的ケア児である就学児</u>に対して、居宅等又は当該就学児が通学している学校等と事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数 (80 単位) を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	
【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 《参照》「子ども家庭庁長官が定める施設基準」(平成 24 年子ども家庭庁告示第 269 号) スコア表の項目の欄に規定するいずれかの医療行為を必要とする状態である障害児を送迎する際には、運転手に加え、看護職員を 1 以上配置していること。			
<留意事項通知 第二の 2 (3) ⑭> 放課後等デイサービスにおける送迎については、通所する際の道路等の安全性、就学児の年齢、能力及び公共交通機関がない等の地域の実情等を考慮して判断するものとする。このとき、自ら通所することが可能な障害児の自立能力の獲得を妨げないよう配慮すること。			
	(1) 同一敷地内の送迎 (4) - 1 及び (4) - 2 に規定する送迎加算の算定については、事業所の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第 3 の 9 注 4

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
79 延長支援 加算 共通	別に子ども家庭庁長官が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た事業所において、障害児に対して、個別支援計画に位置付けられた内容のサービスの提供前又は提供後に別に個別支援計画に位置付けられた支援を行う場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 障害児又は保護者の都合により延長支援時間が30分以上1時間未満となった場合には、「障害児」を算定している事業所については61単位を、「重症心身障害児又は医療的ケア児」を算定している事業所については128単位を、1日につきそれぞれの所定単位数に加算していますか。 【子ども家庭庁長官が定める施設基準】 ≪参照≫「子ども家庭庁長官が定める施設基準」（平成24年厚生労働省告示第269号4の7） 次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ 個別支援計画に位置づけられた内容のサービスの提供を行うのに要する標準的な時間が5時間（※放課後等デイサービスは、平日3時間、学校休校日5時間）である障害児を受け入れることとしていること。 ロ 運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること。 ハ 延長支援を行う時間帯に職員を2以上配置していること。このうち、1以上は指定通所基準の規定により置くべき職員を配置していること。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の12 第3の10
<留意事項通知 第二の2(1)⑮> 延長支援加算については、以下のとおり取り扱う。 通所報酬告示第1の12の延長支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)を算定する場合 ア 通所報酬告示第1の12のイ又はロ(1)若しくは(2)については、障害児ごとの個別支援計画に定める標準的な発達支援時間が5時間としており、かつその発達支援時間に加えて別途延長支援時間を個別支援計画にあらかじめ位置づけている障害児について、発達支援を行う前後の時間帯において、延長支援を行った場合に、障害児の障害種別及び延長支援時間に応じ、所定単位数を算定する。 イ 延長支援加算の算定に当たっては、障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由があり、あらかじめ保護者の同意を得た上で、延長支援を必要とする理由及び延長支援時間を個別支援計画に位置づけて行うものであること。なお、個別支援計画に基づき延長支援を障害児に行う中で、延長支援時間の設定のない日に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にあっては、本加算の算定を可能とする。この場合には、急な延長支援を必要とした理由及び延長支援時間について記録を行うこと。また、急な延長支援を行う状況が継続する場合にあっては、速やかに個別支援計画の見直しを求めるものとする。 ウ 延長支援時間は、1時間以上で設定すること。発達支援の利用時間の前後ともに延長支援を実施する場合においては、前後いずれも1時間以上の延長支援時間を設定すること。なお、延長支援時間には、送迎時間は含まれないものであること。 エ 加算する単位数の区分の判定に当たっては、実際に要した延長支援時間によることを基本とする。ただし、実際の延長支援時間が個別支援計画に定めた延長支援時間を超える場合にあっては、個別支援計画に定めた延長支援時間によることとする。また、障害児又は保護者の都合により実際の延長支援時間が1時間未満となった場合には、通所報酬告示第1の12の注2に規定する単位数を算定することができる。この場合にあっては、30分以上の延長支援が必要であることに留意すること。 オ 延長支援時間における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること（例：障害児の数が23人の場合、延長支援時間における従業者の数は4名）。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。 カ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、オの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名上配置すること。 キ 運営規程に定める営業時間が6時間以上であること。 ク 事業所の従業者は障害児に提供した延長支援時間を記録すること。 (二) 通所報酬告示第1の12のロ(3)又はハを算定する場合 ア 通所報酬告示第1の12のロ(3)又はハについては、運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（以下「延長時間帯」という。）において、サービス提供を行った場合に、障害児の障害種別及び1日の延長支援に要した時間に応じ、所定単位数を算定する。 イ ここでいう「営業時間」には、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。 ウ 個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、例えば、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えて支援を提供した場合には、本加算の対象となるものであること。 エ 延長時間帯における障害児の数が10人以下の場合は、2人以上の従業者を配置すること。障害児の数が10人を超える場合の職員の数については、2人に、障害児の数が10人を超えて10人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上の従業者を配置すること。このうち、1人以上は、指定通所支援基準の規定により配置することとされている従業者（児童発達管理責任者を含む。）を配置すること。 オ 医療的ケアを要する障害児に延長支援を行う場合には、エの従業者の配置のうち、看護職員（医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児のみの延長支援にあっては、認定特定行為業務従事者を含む。）を1名上配置すること。 カ 保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長した支援が必要なやむを得ない理由があり、かつ、原則として当該理由が障害児支援利用計画に記載されていること。			
<留意事項通知 第二の2(3)⑮> 放課後等デイサービスの延長支援加算の取扱い 放課後等デイサービスの延長支援加算については、2の(1)の⑮を準用する。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
80 関係機関 連携加算 共通	障害児が通う保育所や小学校その他の関係機関、また、就学予定の小学校や就職予定の企業や官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、連絡調整や相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 ☐関係機関連携加算（Ⅰ） 事業所等において、保育所その他の障害児が日常的に通う施設（以下この項目において「保育所等施設」という。）との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、保育所等施設との間で個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催した場合に、1月に1回を限度として加算 <留意事項通知 第二の2(1)⑮の2> 関係機関連携加算（Ⅰ）の取扱い ○ 通所報酬告示第1の12の2の関係機関連携加算については、障害児が日々通う保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、放課後児童クラブその他の障害児が日常的に通う施設（以下「保育所等施設」という。）又は障害児の状況等によっては連携が必要となる児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関（以下「児童相談所等関係機関」という。）との連携を図るため、これらの施設又は関係機関と情報共有や連絡調整などを行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 （一） 関係機関連携加算（Ⅰ）を算定する場合 ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で通所支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催すること。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害児が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。 イ アの会議の開催に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。 ウ アの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、通所支援計画に関係機関との連携の具体的な方法等を記載し、通所支援計画を作成又は見直しをすること。連携の具体的な方法等の記載に当たっては、関係機関との連絡調整等を踏まえていることが通所給付決定保護者にわかるよう留意すること。 エ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時、その内容の要旨及び通所支援計画に反映させるべき内容を記録すること。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の12の2 第3の10の2

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
80 関係機関 連携加算 (続き) 共通	☐ 関係機関連携加算（Ⅱ） 事業所等において、保育所等施設との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、保育所等施設との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の保育所等施設との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として加算		
	<留意事項通知 第二の2(1)⑮の2> (二) 関係機関連携加算（Ⅱ）を算定する場合 ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児が日々通う保育所等施設との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 イ アの会議の開催等に留まらず、保育所等施設との日常的な連絡調整に努めること。 ウ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。 エ アの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。		
	☐ 関係機関連携加算（Ⅲ） 事業所等において、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、児童相談所等関係機関との間で当該障害児の心身の状況及び生活環境の情報その他の当該障害児に係る情報の共有を目的とした会議を開催することその他の児童相談所等関係機関との連絡調整及び必要な情報の共有を行った場合に、1月に1回を限度として加算 多機能型事業所に該当する場合において、障害児及びその家族等について、同一の月に保育所等訪問支援に規定する関係機関連携加算を算定しているときは、算定しない		
<留意事項通知 第二の2(1)⑮の2> (三) 関係機関連携加算（Ⅲ）を算定する場合 ア あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、児童相談所等関係機関との間で、障害児の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有及び連絡調整を行うこと。会議はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。 イ アの会議の開催等に留まらず、児童相談所等関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 ウ 会議又は連絡調整等を行った場合は、その出席者、開催日時及びその内容の要旨を記録すること。 エ アの会議の結果や日々の連絡調整等を踏まえ、必要に応じて通所支援計画を見直すなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。 オ 個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
80 関係機関 連携加算 (続き) 共通	☐ 関係機関連携加算（Ⅳ） 障害児が就学予定の小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部又は就職予定の企業若しくは官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、小学校等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として加算 <留意事項通知 第二の2(1)⑮の2> (四) 関係機関連携加算（Ⅳ）を算定する場合 ア 障害児の状態や支援方法につき、ライフステージが移行する際にも切れ目なく支援を継続できるようにする観点から、就学又は就職の機会を捉えて評価するものであること。 イ 就学時の加算とは、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）又は特別支援学校の小学部に入学する際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであること。 ウ 就職時の加算とは、企業又は官公庁等への就職の際に連絡調整等を行った場合に算定できるものであるが、就職先が就労継続A型及びB型並びに就労移行支援事業所の場合は加算の対象とならないこと。 エ 障害児の状態や支援方法を記録した文書を保護者の同意を得たうえで就学先又は就職先に渡すこと。なお、必ずしも会議の開催まで求めるものではないこと。 オ 連携先との連絡調整や相談援助を行った場合には、相手ややり取りの内容について記録をすること。 <留意事項通知 第二の2(1)⑮の2> (五) その他 ア 関係機関連携加算（Ⅰ）の場合においては、共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を配置していないときには、算定できないこと。 イ 関係機関連携加算（Ⅰ）と関係機関連携加算（Ⅱ）は、同一の月においていずれかのみ算定可能とする。 ウ 保育所等訪問支援との多機能型事業所の場合、関係機関連携加算（Ⅲ）と保育所等訪問支援の関係機関連携加算は同一の月においていずれかのみ算定可能とする。 エ 関係機関連携加算（Ⅰ）から（Ⅳ）までのいずれの場合においても、障害児が複数の障害児通所支援事業所等で支援を受けている場合には、事業所間の連携についても留意するとともに、当該障害児が障害児相談支援事業を利用している場合には、連携に努めること。なお、他の障害児通所支援事業所等との連携については加算の対象とはしないものであること。		

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
8 1 事業所間連携加算 共通	事業所等において、法第21条の5の7第5項に規定する内閣府令で定める障害児支援利用計画案を市に提出した保護者に係る障害児が、複数の事業所等においてサービス等を受けている場合であって、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合する事業所間の連携を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき1回を限度として加算していますか。 ☐ 事業所間連携加算（Ⅰ） セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する障害児について、コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合に、1月に1回を限度として加算 ☐ 事業所間連携加算（Ⅱ） セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する障害児について、（Ⅰ）の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合に、1月に1回を限度として加算	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の12の3 第3の10の3
【子ども家庭庁長官が定める基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第270号） イ 事業所間連携加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）コア連携事業所であること。 （2）コア連携事業所として、事業所間連携加算の対象となる障害児に指定児童発達支援等を行っているコア連携事業所以外の指定発達支援事業所等との間で加算対象児の指定児童発達支援等の実施状況、心身の状況、生活環境その他の加算対象児に係る情報及び加算対象児に係る複数の個別支援計画の共有並びに支援の連携を目的とした会議を開催し、当該会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、その他事業所、市及びセルフプラン作成保護者に対して共有すること。 （3）コア連携事業所として、市に対して、加算対象児に係る個別支援計画及びその他事業所が作成した児童発達支援計画を併せて共有すること。 （4）コア連携事業所として、セルフプラン作成保護者に対して、（2）に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点を踏まえた相談援助を行うこと。 （5）（2）に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の個別支援計画を見直すこと。 ロ 事業所間連携加算（Ⅱ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 （1）その他事業所としてコア連携事業所が開催する会議に参加すること。 （2）加算対象児に係る個別支援計画をコア連携事業所に共有すること。 （3）（1）に規定する会議の内容並びに当該会議において整理された加算対象児の状況及び支援に関する要点について、従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて加算対象児の個別支援計画を見直すこと。			
<留意事項通知 第二の2(1)⑬の3> 事業所間連携加算の取扱い 事業所間連携加算は、障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、事業所間で連携し、児童の状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。【※以下の詳細は、留意事項通知を参照】			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
82 保育・教育等移行支援加算 共通	(1) 退所前に移行に向けた取組を行った場合 事業所の従業者が、障害児（就学児）が当該事業所の退所後に通うこととなる保育所、集団生活を営む施設及びその他の施設（以下「移行先施設」という。）との間で、退所に先立って、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言を行った場合に、当該退所した障害児に対して退所した日の属する月から起算して6月以内に行われた当該保育・教育等移行支援につき、2回を限度として所定単位数を加算していますか。 (2) 退所後に居宅等を訪問しての相談援助を行った場合 移行先施設に通うことになった障害児（就学児）に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。 (3) 退所後に保育所等を訪問しての助言・援助を行った場合 移行先施設との連絡調整を行った上で当該施設に通うことになった障害児（就学児）について、退所後30日以内に当該施設を訪問して助言援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の12の4 第3の10の4
<留意事項通知 第二の2(1)⑮の4> 保育・教育等移行支援加算の取扱い 保育・教育等移行支援加算については、障害児が指定児童発達支援事業所を退所して保育所その他の施設で受け入れられるようになった場合に、移行支援又は退所後の障害児等への相談援助や保育所等への助言・援助について算定するものであり、以下のとおり取り扱うこととする。 (一) 上記(1) 退所前に移行に向けた取組に係る保育・教育等移行支援加算を算定する場合 ア 退所前6月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行うこと。 イ 退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、こどもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連絡調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと。 ウ 保育・教育等移行支援については、障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、通所支援計画に位置付けて計画的に実施すること。 (二) 上記(2) 退所後に居宅等を訪問しての相談援助に係る保育・教育等移行支援加算を算定する場合 ア 退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行うこと。 イ 相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと。 (三) 上記(3) 退所後に保育所等を訪問しての助言・援助に係る保育・教育等移行支援加算を算定する場合 ア 退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行うこと。 イ 助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言援助を行うこと。 (四) 退所前の保育・教育等移行支援、退所後の居宅等を訪問しての相談援助及び退所後の移行先施設を訪問しての助言援助を行った場合は、当該支援又は援助を行った日及びその内容の要点に関する記録を行うこと。 (五) 本加算は、退所前の保育・教育等移行支援については退所日に、また、退所後の援助については実施日（訪問日）に算定すること。 (六) (一) から(三)に係る保育・教育等移行支援加算は、次のアからエまでのいずれかに該当する場合に、算定できないものであること。 ア 退所して病院又は診療所へ入院する場合 イ 退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）へ入学する場合 エ 死亡退所の場合 ※なお、放課後等デイサービスに係る保育・教育等移行支援加算の取扱いについては、児童発達支援の取扱いを準用する。<留意事項通知 第二の2(3)⑰>			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
83 支援プログラム未公表減算 共通	サービスの提供にあたって、事業者は事業所ごとに支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により公表し、その公表方法及び公表内容を市長に届け出ていない場合は、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし	告示別表 第1の1注3(4) 第3の1注4(4)
【こども家庭庁告示第3号】 《参照》(昭和22年第164号) 指定児童発達支援等の提供にあたって、指定通所基準第26条の2に規定する基準に適合しているものとして市長に届け出ていない場合 100分の85			
<留意事項通知 第二の1(8の2)> ○ (8の2) 支援プログラムの内容を公表していない場合の所定単位数の算定について ① 対象となる支援児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援 ② 算定される単位数 所定単位数の100分の85とする。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数の100分の85となるものではないことに留意すること ③ 支援プログラム未公表減算については、指定通所基準の規定に基づき、支援プログラム(5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」及び「人間関係・社会性」)を含む総合的な支援内容との関連性を明確にした事業所全体の支援の実施に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、公表が適切に行われていない場合に、通所報酬告示の規定に基づき、障害児通所給付費等を減算することとしているところであるが、これは、指定障害児通所支援事業者又は基準該当通所支援事業者が指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所ごとに、支援プログラムを策定し、インターネットの利用その他の方法により広く公表することにより総合的な支援と支援内容の見える化を進めるためのものであり、指定障害児通所支援事業所又は基準該当通所支援事業所は指定通所基準の規定を遵守しなければならないものとする。 ④ 公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであることとし、その公表方法及び公表内容を市に届け出ることとする。 ⑤ 当該減算については、支援プログラムの公表について市に届出がされていない場合に減算することとなる。具体的には、届出がされていない月から届出がされていない状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算するものであること。 ⑥ 市長は、当該規定を遵守するよう、指導すること。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合を除き、指定の取消しを検討するものとする。			

◆ 障害児通所給付費の算定及び取扱い

項目	自主点検のポイント	点検	根拠
84 福祉・介護職員等処遇改善加算 共通	別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、障害児に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。	☐ いる ☐ いない ☐ 該当なし ※該当する加算にチェック ☐	告示別表第1の13 第3の11
【厚生労働大臣が定める基準】 《参照》（平成24年厚生労働省告示第270号・2） イ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること (1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金の改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること (一) 当該児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること (二) 当該児童発達支援事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと (2) 当該児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ること。 (4) 事業年度ごとに当該児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること (5) 前12月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること (一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること (三) 職員の資質の向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施していること (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること (五) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の仕組みを設けていること (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該児童発達支援事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該児童発達支援事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること (9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること (10) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを届け出ていること ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること <留意事項通知 第二の2(1)⑯> 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱い ○ 福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和6年3月26日付け障障発0326第4号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知）を参照すること。			